

平成 30 年度文化庁委託事業

著作権教育教材等の検証事業
報告書

平成 3 1 年 3 月

公益社団法人著作権情報センター

著作権教育教材等の検証事業 報告書 目次

第1章 調査研究の概要	3
1. 背景と目的	3
2. 検証委員会の委員構成	4
3. 検証委員会の開催概要	4
第2章 著作権教育教材に関するアンケート調査の概要	5
1. アンケート調査結果の概要	5
2. アンケート調査結果に対する分析	6
(1) 著作権教育教材について	6
① はじめて学ぶ著作権	6
② マンガでわかる著作物の利用	10
③ 高校生のための著作権教材	15
④ 著作権なるほど質問箱	19
⑤ 5分でできる著作権教育	23
⑥ その他の著作権教育教材	26
(2) 著作権教育を行う教育活動について	28
(3) 著作権教育で伝える内容及び利用媒体について	31
① 著作権教育はどのような内容で行うのが適当か	31
② 著作権教育はどのような媒体で行うのが適当か	33
(4) 自由記述	34
(5) 著作権教育教材についての全体的な評価及び今後の課題	39
第3章 著作権に関する講習会の在り方	41
1. 各講習会の実施状況及び受講者からの意見について	41
(1) 都道府県著作権事務担当者講習会	41
(2) 教職員著作権講習会	43
(3) 図書館等職員著作権実務講習会	46
(4) 著作権セミナー	50
2. 著作権に関する講習会についての全体的な評価及び今後の課題	54
第4章 おわりに	56

(資料)

1. 著作権教育教材アンケート調査票 57
2. 著作権に関する講習会参加者アンケート調査票 64

第1章 調査研究の概要

1. 背景と目的

「知的財産推進計画2018」においては、「イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である」として、「創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう」取り組むことが必要であるとされている。

他方、「極めて悪質な巨大侵害コンテンツ配信サイトが問題となり」「順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売り上げが激減するなど、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態も生じている」として、「侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう」教育機関における著作権等に関する普及啓発に係る取組の必要性が求められている。

こうしたことを背景に、今後の著作権普及啓発方策の改善・充実に向けた課題を探るため、現在、文化庁著作権課が提供している教材や開催している講習会について、その内容や周知の程度等を様々な角度から検証を行うこととした。

具体的には、文化庁著作権課が提供している小学校、中学校、高等学校向けの教材が、どの程度認識されているか、どの程度活用されているか、どの程度役立っているか等を中心としつつ、他の資料についても関連する項目をアンケートによって調査し、その調査結果をもとに、検証委員会において、教育機関に対する著作権に関する普及啓発の現在の取組について、何が不足しているか、どのような取組が必要か等を分析し、今後の有効な教材の開発や効果的な周知の方法等を見出すことを目的とした。なお、文化庁作成のもの以外についても同様の質問を行うことにより、傾向の比較を試みることにした。

文化庁著作権課が開催している著作権に関する講習会については、平成30年度分の参加者アンケートをもとに、検証委員会において、講習会に何が不足しているか、今後どのような取組が必要かなどを分析し、講習会をより有意義なものにしていく方法等を見出すことを目的とした。

2. 検証委員会の委員構成

委員

- 小 熊 良 一（群馬大学教育学部技術教育講座 講師）
- 野 間 俊 彦（前・東京都北区立赤羽台西小学校 校長）
- 大 和 淳（福岡教育大学教育学部 教授）

文化庁著作権課

- 水 田 功（文化庁著作権課 課長）
- 池 野 浩 幸（文化庁著作権課 課長補佐）
- 齊 藤 瑛理子（文化庁著作権課著作権普及係 係長）

事務局（公益社団法人著作権情報センター）

- 北 浦 康 司（公益社団法人著作権情報センター 事務局長）
- 片田江 邦 彦（公益社団法人著作権情報センター 事務局次長）
- 岡 本 弘 美（公益社団法人著作権情報センター 業務部長）

3. 検証委員会の開催概要

第1回

- 日時：平成31年1月24日（木）10：00～12：00
- 議題：1. 事業の概要について
- 2. スケジュールについて
- 3. 著作権教育教材アンケート案について
- 4. その他

第2回

- 日時：平成31年2月19日（火）17：30～19：30
- 議題：1. 著作権教育教材アンケートの結果について
- 2. 講習会のあり方について
- 3. その他

第3回

- 日時：平成31年3月4日（月）17：00～19：00
- 議題：1. 著作権教育教材等の検証事業報告書について
- 2. その他

第2章 著作権教育教材に関するアンケート調査の概要

1. アンケート調査結果の概要

(1) 調査内容

- ・学校種（小学校、中学校、高等学校・中等教育学校の区分）
- ・文化庁著作権課制作の教材「はじめて学ぶ著作権」、「マンガでわかる著作物の利用」、「高校生のための著作権教材」、「著作権なるほど質問箱」、及び公益社団法人著作権情報センター制作の教材「5分でできる著作権教育」について、「知っているか」、「活用されているか」、「役に立っているか」、及び「活用されていないのはなぜか」
- ・上述の5つ以外の著作権教育に利用できる教材を知っているか
- ・著作権教育に適した教育活動は何か
- ・著作権教育はどのような内容で行うのが適当か
- ・著作権教育はどのような媒体を使って行うのが適当か

(2) 調査対象及び調査方法

全国の国立、公立、私立の小学校 19,892 校、中学校 10,270 校、高等学校・中等教育学校 4,950 校（『全国学校総覧 2019 年度版』（原書房 2018 年）による）から小学校 400 校、中学校 400 校、高等学校・中等教育学校 400 校を無作為に抽出し、依頼文書の郵送によりアンケートへの協力を要請した。アンケート調査は、アンケート調査ページ（公益社団法人著作権情報センターのホームページ内）による Web 回答方式で実施した。

(3) 調査期間

調査期間 平成 31 年 1 月 28 日（月）～2 月 10 日（日）（14 日間）

(4) 回答状況

	小学校	中学校	高等学校・ 中等教育学校	合計
依頼数	400 校	400 校	400 校	1,200 校
回答数	113 校	134 校	169 校	428 校
回収率	28.3%	33.5%	42.3%	35.7%

* 合計には、学校種の回答が空白だったもの(12校)を含む

2. アンケート調査結果に対する分析

(1) 著作権教育教材について

① 「はじめて学ぶ著作権」

1) 教材の概要

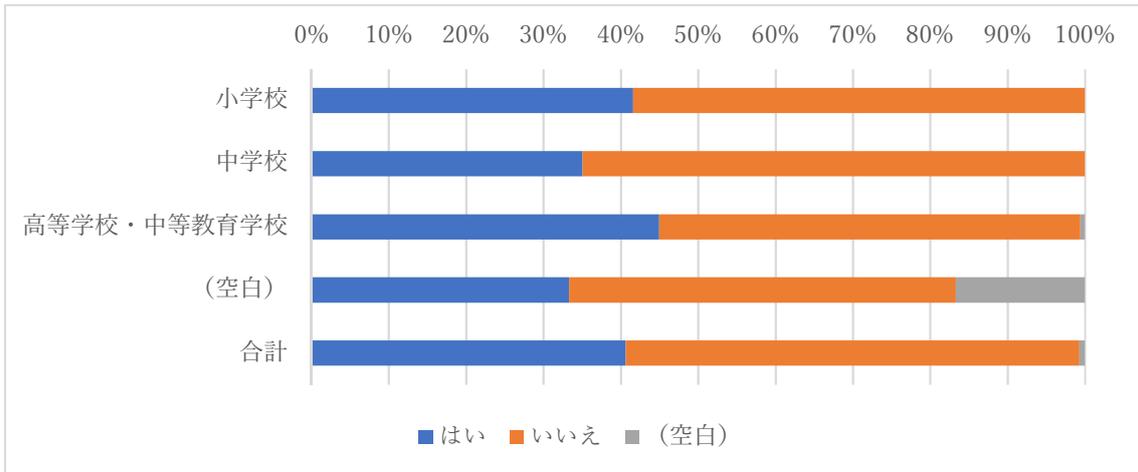


著作権法についての知識がなくても、「表現の違い」、「作者の気持ち」、「作品の価値」を知ることを通して、著作権制度がどのようなものであるかを理解することができる児童生徒向けの教材である。小学生向け。

2) 調査結果

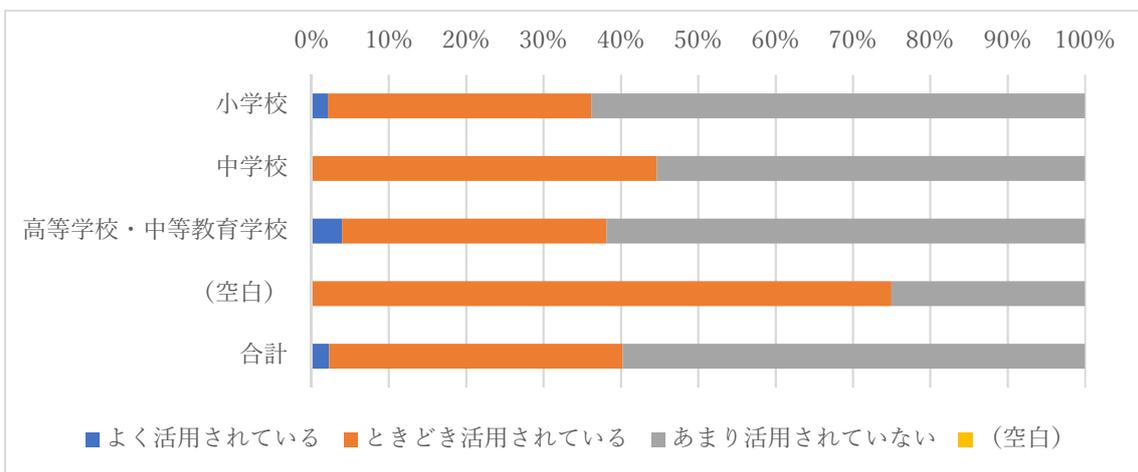
問1-1：貴校には、「はじめて学ぶ著作権」をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。

	はい	いいえ	(空白)	合計
小学校	47	66	0	113
中学校	47	87	0	134
高等学校・中等教育学校	76	92	1	169
(空白)	4	6	2	12
合計	174	251	3	428



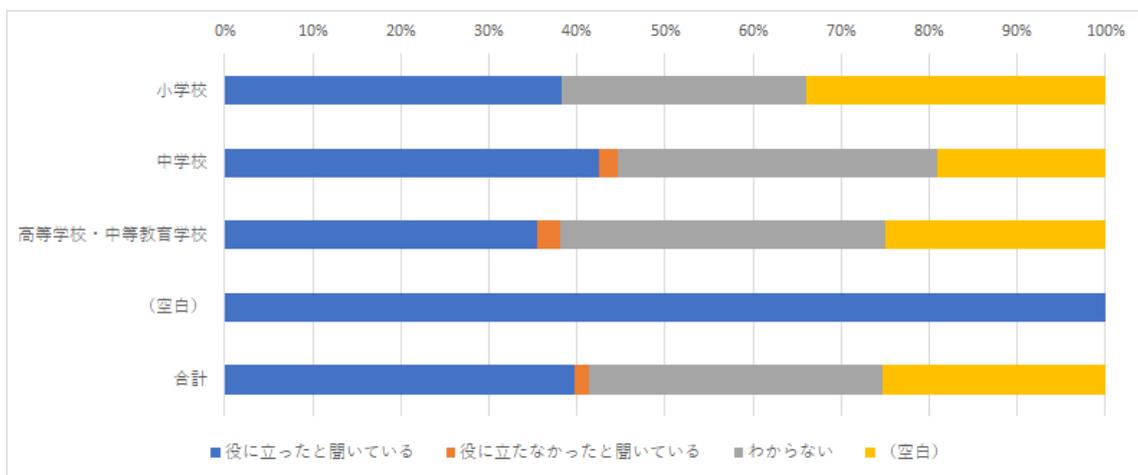
問1-1-1 (問1-1で「はい」と答えた方への質問): 「はじめて学ぶ著作権」は校内で活用されていますか。

	よく活用されている	ときどき活用されている	あまり活用されていない	(空白)	合計
小学校	1	16	30	0	47
中学校	0	21	26	0	47
高等学校・中等教育学校	3	26	47	0	76
(空白)	0	3	1	0	4
合計	4	66	104	0	174



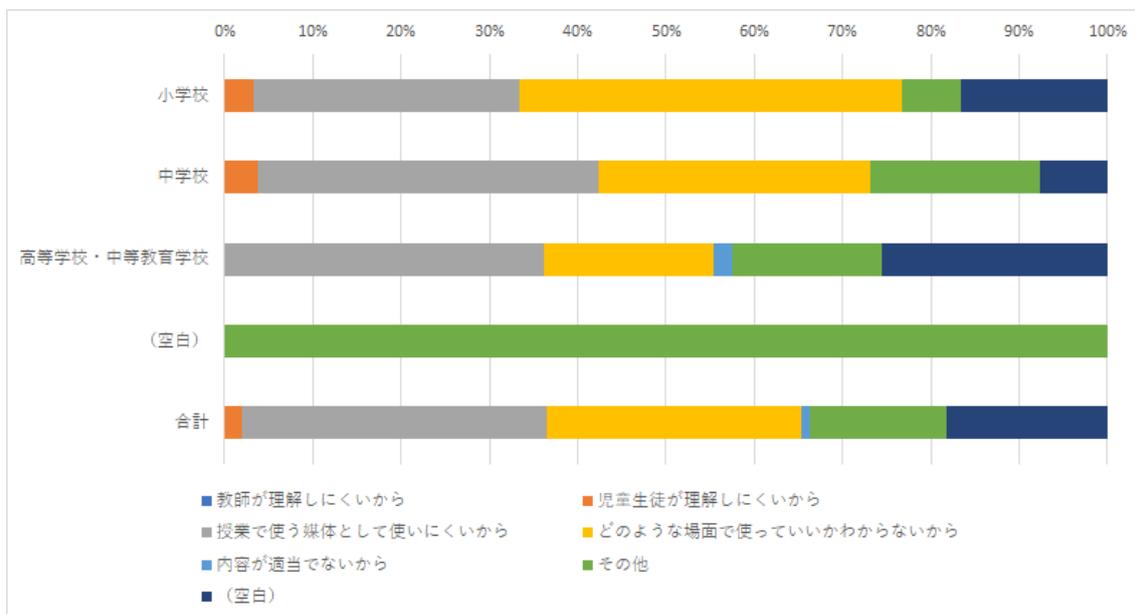
問1-1-2 (問1-1で「はい」と答えた方への質問): 「はじめて学ぶ著作権」を校内で活用した結果の意見はどうでしたか。

	役に立っていると聞いている	役に立たなかったと聞いている	わからない	(空白)	合計
小学校	18	0	13	16	47
中学校	20	1	17	9	47
高等学校・中等教育学校	27	2	28	19	76
(空白)	4	0	0	0	4
合計	69	3	58	44	174



問1-2-1 (問1-1-1で「あまり活用されていない」と答えた方への質問) : 「はじめて学ぶ著作権」があまり活用されていないのは、なぜですか。

	教師が理解しにくいから	児童生徒が理解しにくいから	授業で使う媒体として使いにくいから	どのような場面で使っているかわからないから	内容が適当でないから	その他	(空白)	合計
小学校	0	1	9	13	0	2	5	30
中学校	0	1	10	8	0	5	2	26
高等学校・中等教育学校	0	0	17	9	1	8	12	47
(空白)	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	2	36	30	1	16	19	104



3) 調査結果に対する分析

この教材を「知っているか」については、今回のアンケート対象である5つの教材(CRIC「5分でできる著作権教育」を含む)の中では、全学校種の合計で「はい」と答えた者の割合が最も高いものの、その割合は40.7%に留まっている。学校種間で比較すると、「はい」と答えた者の割合は高等学校・中等教育学校が最も高く、以下、小学校、中学校の順で低くなっており、これは他の教材でも同様の傾向である。この点は、中学校における教育課題全体の中で著作権に関する教育がどのような位置づけにあるのかという視点からの分析も必要であると考えられる。

この教材が「活用されているか」については、どの学校種でも「よく活用されている」と答えた者の割合が低く、特に中学校では0%である。ただし、中学校では「ときどき活用されている」と答えた者の割合が他の学校種と比べて高い。全学校種の合計では、「よく活用されている」に「ときどき活用されている」を合わせて40.2%に留まっている。この値は、教材を知っているかという問いに対して「はい」と答えた者に占める割合であり、調査対象校全体(428校)から見ると16.4%になる。

この教材を「活用した結果の意見はどうだったか」については、「役に立ったと聞いている」と回答した者の割合は、全学校種の合計で40.0%である。ただし、「わからない」、「空白」を除くと、「役に立ったと聞いている」と答えた者の割合がどの学校種でも90%を超えており、うまく活用できれば有益な教材であるとみることができる。

この教材が「なぜ活用されないか」については、「授業で使う媒体として使いにくいから」と「どのような場面で使っていいかわからないから」と回答した者を合わせて 63.5%もあり、この割合は「マンガでわかる著作物の利用」、「高校生のための著作権教材」と比べて最も高い。前問との関係で、うまく活用できれば有益になる一方、活用方法が分からないために死蔵されてしまう可能性が窺える。

今後、この教材をより活用されるようにするためには、内容や教材の形式を再検討し、指導の手引きとして学習指導要領の中での位置づけなどを示すことなどが必要であると考えられる。

②「マンガでわかる著作物の利用」

1) 教材の概要

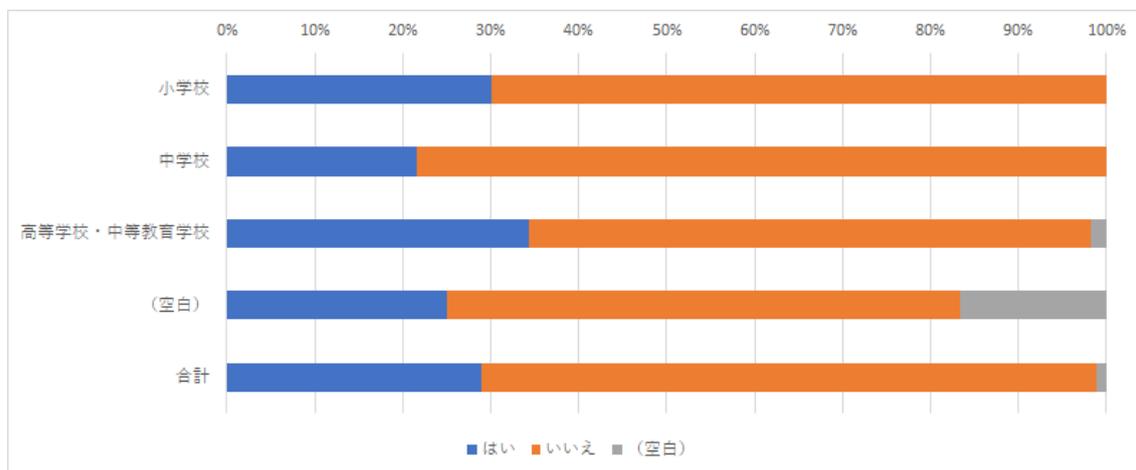


ホームページの制作、イメージキャラクターの募集、音楽ライブの開催、講演会の開催、映画コンテストの実施等の場面で著作物を利用する方法を、マンガとクイズにより知ることにより、著作物の利用について学ぶことができる児童生徒向けの教材である。著作権入門クイズや、著作権制度の概要の解説集も掲載されている。中学生、高校生向け。

2) 調査結果

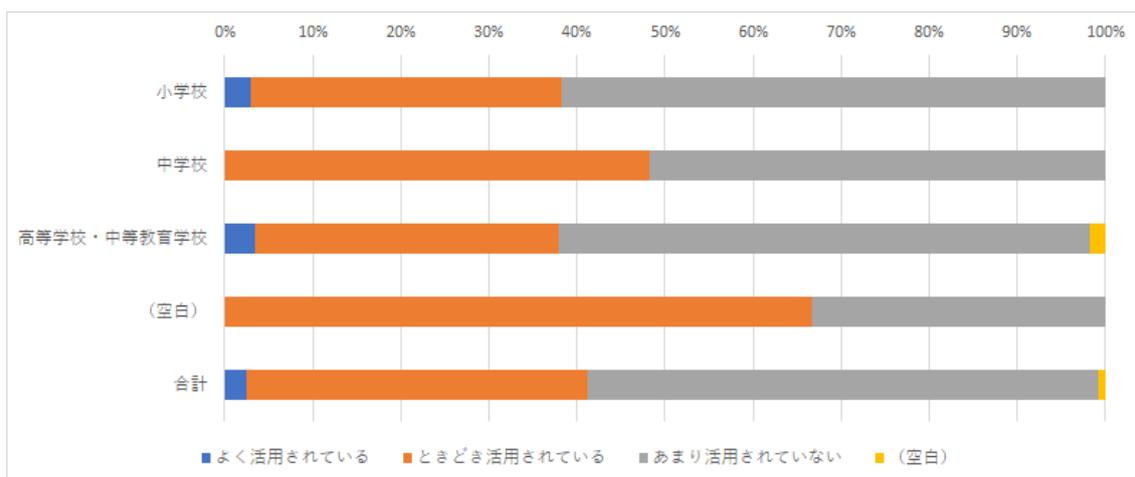
問 2-1：貴校には、「マンガでわかる著作物の利用」を Web 上から活用できることを知っている教員がいますか。

	はい	いいえ	(空白)	合計
小学校	34	79	0	113
中学校	29	105	0	134
高等学校・中等教育学校	58	108	3	169
(空白)	3	7	2	12
合計	124	299	5	428



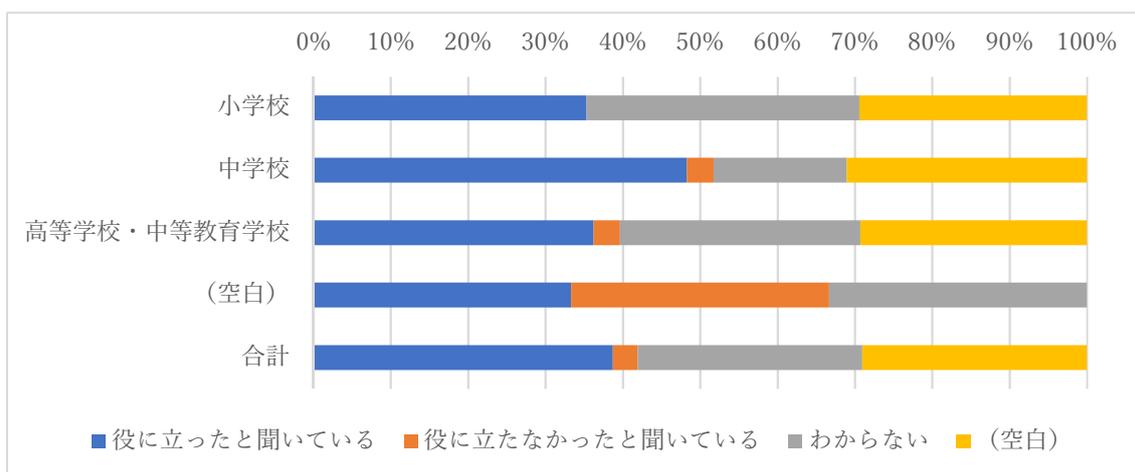
問 2-1-1（問 2-1 で「はい」と答えた方への質問）：「マンガでわかる著作物の利用」は校内で活用されていますか。

	よく活用されている	ときどき活用されている	あまり活用されていない	(空白)	合計
小学校	1	12	21	0	34
中学校	0	14	15	0	29
高等学校・中等教育学校	2	20	35	1	58
(空白)	0	2	1	0	3
合計	3	48	72	1	124



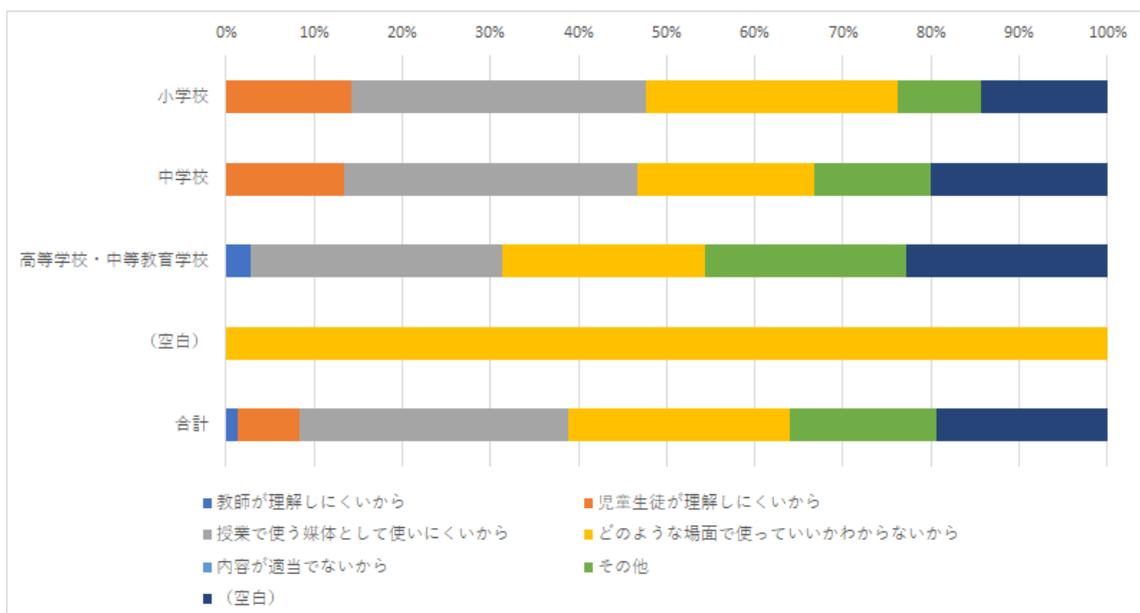
問2-1-2 (問2-1で「はい」と答えた方への質問) : 「マンガでわかる著作物の利用」を校内で活用した結果の意見はどうでしたか。

	役に立っていると聞いている	役に立たなかったと聞いている	わからない	(空白)	合計
小学校	12	0	12	10	34
中学校	14	1	5	9	29
高等学校・中等教育学校	21	2	18	17	58
(空白)	1	1	1	0	3
合計	48	4	36	36	124



問2-2-1 (問2-1-1で「あまり活用されていない」と答えた方への質問) : 「マンガでわかる著作物の利用」があまり活用されていないのは、なぜですか。

	教師が理解しにくいから	児童生徒が理解しにくいから	授業で使う媒体として使いにくいから	どのような場面で使っていないかわからないから	内容が適当でないから	その他	(空白)	合計
小学校	0	3	7	6	0	2	3	21
中学校	0	2	5	3	0	2	3	15
高等学校・中等教育学校	1	0	10	8	0	8	8	35
(空白)	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	1	5	22	18	0	12	14	72



3) 調査結果に対する分析

この教材を「知っているか」について、「はい」と答えた者の割合は全学校種の合計で29.0%であり、「はじめて学ぶ著作権」に次ぐとはいえ必ずしも高くない。「はい」と答えた者の割合の学校種間比較では、高等学校・中等教育学校→小学校→中学校の順に低くなっている。

この教材が「活用されているか」については、「はじめて学ぶ著作権」と同様、どの学校種でも「よく活用されている」と答えた者の割合が低く、特に中学校では0%である。また、中学校では「ときどき活用されている」と答えた者の割合が他の学校種と比べて高いのも「はじめて学ぶ著作権」と同様の傾向である。全学校種の合計で「よく活用されている」、「ときどき活用されている」を合わせると41.1%である。この値は、教材を知っているかという問いに対して「はい」と答えた者に占める割合であり、調査対象全体(428校)から見ると11.9%になる。

この教材を「活用した結果の意見はどうだったか」については、「はじめて学ぶ著作権」と同様の傾向にあり、「役に立ったと聞いている」と回答した者の割

合は全学校種の合計で 38.7%である。ただし、「わからない」、「空白」を除くと、「役に立ったと聞いている」と答えた者の割合は、どの学校種でも「はじめて学ぶ著作権」と同様に 90%を超えている。なお、中学校では、前問で「よく活用されている」と答えた者の割合が 0%で「ときどき活用されている」と答えた者の割合が多かったが、使ってみると「役に立った」と答えた者の割合が他の学校種に比べて高い (48.3%)。

この教材が「なぜ活用されないか」については、「授業で使う媒体として使いにくいから」と「どのような場面で使っていいかわからないから」を合わせて 55.6%となっており、この割合は「はじめて学ぶ著作権」に次いで高い。前問との関係でみると、この教材についても、うまく活用できれば有益になる一方、活用方法が分からないために死蔵されてしまう可能性が窺える。

今後、この教材をより活用されるようにするためには、内容や教材の形式を再検討し、指導の手引きとして学習指導要領の中での位置づけなどを示すことなどが必要であると考えられる。

③ 「高校生のための著作権教材」

1) 教材の概要

高校生のための著作権教材					
題名	手動型	自動型	ダウンロード		
			手動型	自動型	
1	買った物はオレのもの？				
2	ホームページは誰のもの？				
3	アニメのキャラを使いたい				
4	許可を得なくていいとき				
5	無断で公開しないでよ				
6	著作権を侵害されたら				
7	あの曲を演奏しようぜ				
8	引用するってどんなこと？				
9	無料なら配ってもいいの？				
10	補償金を払ってるんだよ				
11	フリーでダウンロードできるよ				
12	カメラで撮るのはまずいよね				
13	ファイル共有ソフトの悪用				
14	昔の絵画の著作権				
15	データはOK。グラフはだめよ？				
16	これは私の著作物なの？				

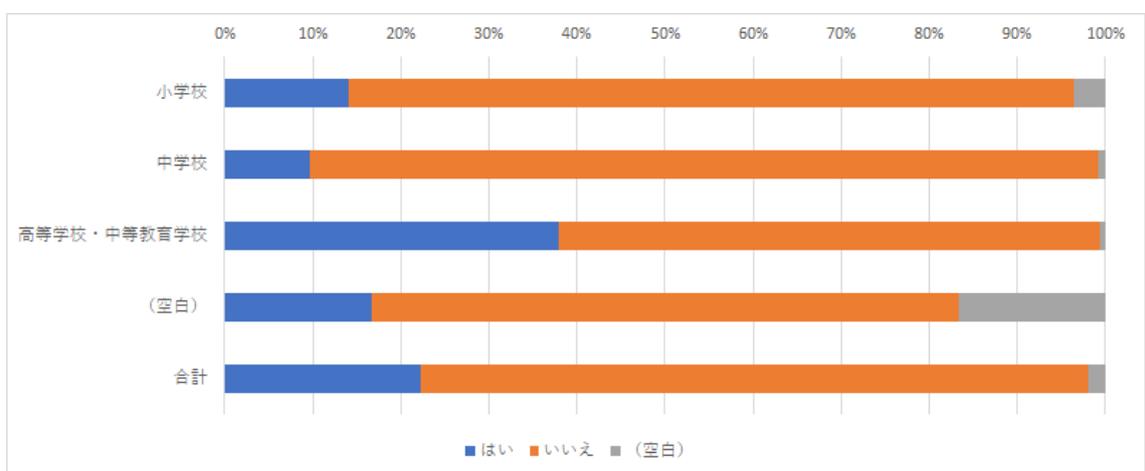
委員会名簿 学習指導案 用語集

「著作権とは」、「著作物とは」、「著作物の利用（複製、演奏、公衆送信）」、「利用許諾」、「著作権の制限」、「引用」、「保護期間」、「二次的著作物」等について教員が児童生徒を指導する際に活用することができる教材である。指導案、及びワークシートが準備されている。高校生向け。

2) 調査結果

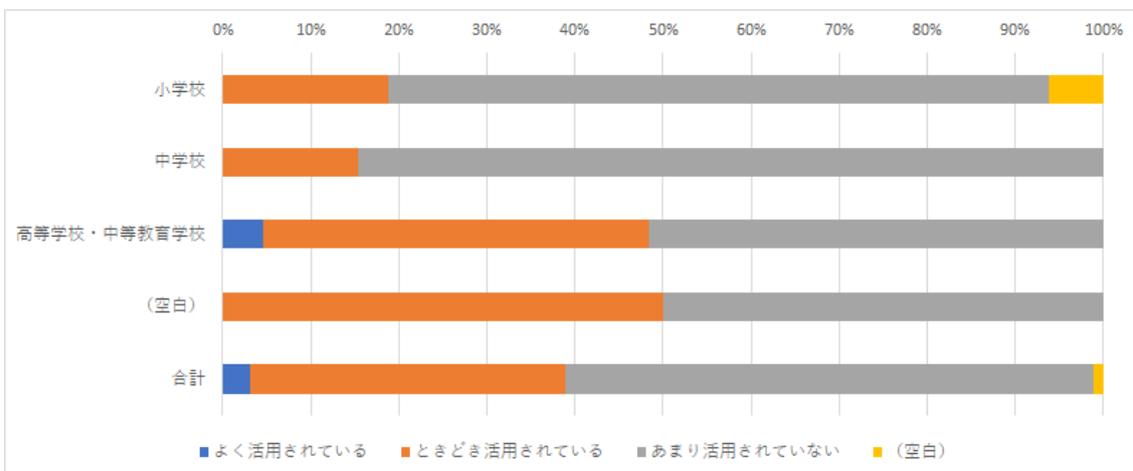
問3-1：貴校には、「高校生のための著作権教材」をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。

	はい	いいえ	(空白)	合計
小学校	16	93	4	113
中学校	13	120	1	134
高等学校・中等教育学校	64	104	1	169
(空白)	2	8	2	12
合計	95	325	8	428



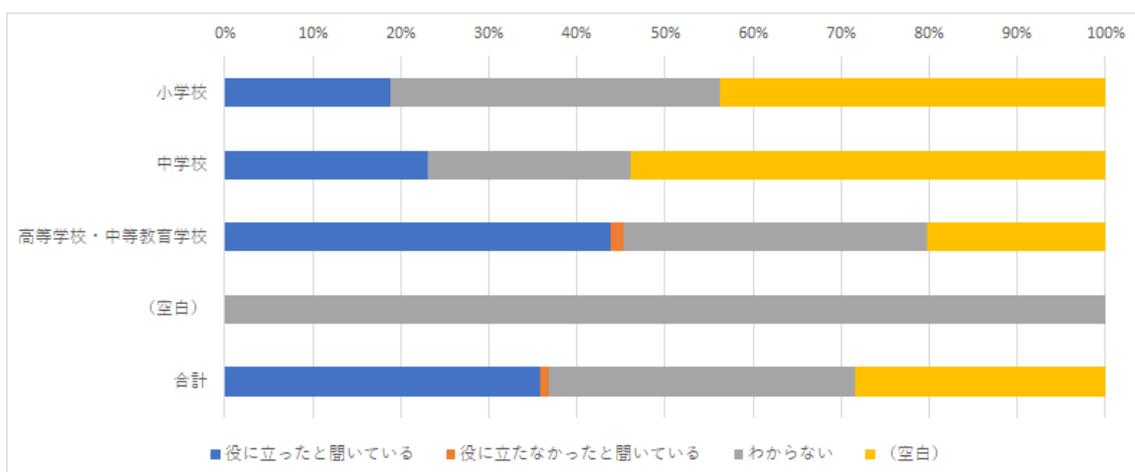
問3-1-1 (問3-1で「はい」と答えた方への質問) : 「高校生のための著作権教材」は校内で活用されていますか。

	よく活用されている	ときどき活用されている	あまり活用されていない	(空白)	合計
小学校	0	3	12	1	16
中学校	0	2	11	0	13
高等学校・中等教育学校	3	28	33	0	64
(空白)	0	1	1	0	2
合計	3	34	57	1	95



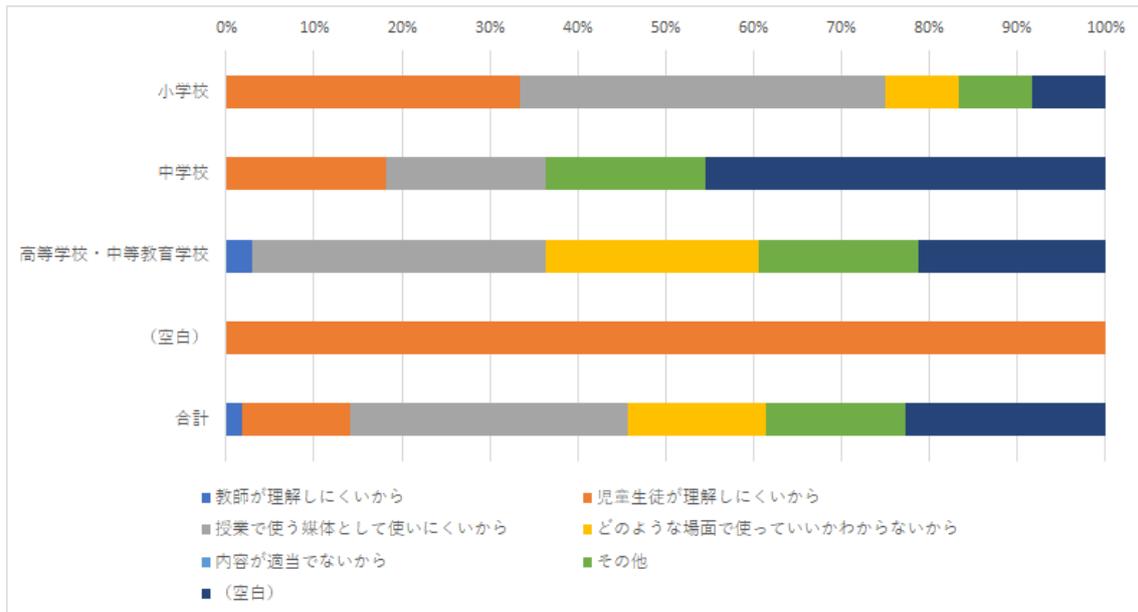
問3-1-2 (問3-1で「はい」と答えた方への質問) : 「高校生のための著作権教材」を校内で活用した結果の意見はどうでしたか。

	役に立っていると聞いている	役に立たなかったと聞いている	わからない	(空白)	合計
小学校	3	0	6	7	16
中学校	3	0	3	7	13
高等学校・中等教育学校	28	1	22	13	64
(空白)	0	0	2	0	2
合計	34	1	33	27	95



問3-2-1 (問3-1-1で「あまり活用されていない」と答えた方への質問) : 「マンガでわかる著作物の利用」があまり活用されていないのは、なぜですか。

	教師が理解しにくいから	児童生徒が理解しにくいから	授業で使う媒体として使いにくいから	どのような場面で使っていないかわからないから	内容が適当でないから	その他	(空白)	合計
小学校	0	4	5	1	0	1	1	12
中学校	0	2	2	0	0	2	5	11
高等学校・中等教育学校	1	0	11	8	0	6	7	33
(空白)	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	1	7	18	9	0	9	13	57



3) 調査結果に対する分析

この教材を「知っているか」について「はい」と答えた者の割合は全学校種の合計で 22.2%であり、高校生を対象としたものであるため他の学校種では高くないことが予想されたが、高等学校・中等教育学校だけで見ても「はい」と答えた者の割合は 37.9%である。

この教材が「活用されているか」については、高等学校・中等教育学校についてみると「よく活用されている」、「ときどき活用されている」を合わせて 48.4%である。この値は、教材を知っているかという問いに対して「はい」と答えた者に占める割合であり、調査対象校全体 (428 校) から見ると 8.6%に留まる。

この教材を「活用した結果の意見はどうだったか」については、高等学校・中等教育学校についてみると「役に立ったと聞いている」と答えた者の割合が 43.8%である。ただし、「わからない」、「空白」を除くと、100%近くが「役に立ったと聞いている」と回答している。

この教材が「なぜ活用されないか」については、「はじめて学ぶ著作権」や「マンガで学ぶ著作物の利用」と比べて「授業で使う媒体として使いにくいから」と

「どのような場面で使っていいかわからないから」と答えた者の割合が唯一50%を下回っているものの、やはりこの2つの理由の割合が最も高い。

高校生を対象にした教材ではあるものの、小学校や中学校からも「ときどき活用されている」、「役に立ったと聞いている」といった肯定的な回答がある程度の割合で得られていることを見ると、文化庁のホームページを参照したときに並んで目に留まることから認識したことが推測されるが、教員用教材としての可能性あるいは児童生徒の発展的な学習を行う際の資料としての可能性も秘めているのかもしれない。

今後、この教材がより活用されるようにするためには、資料のトップページの見せ方などを工夫し、授業で使える教材であることを前面に出すような工夫が必要である。

④「著作権なるほど質問箱」

1) 教材の概要

■利用に当たっての注意 (必ずお読みください)

著作権 Q&A

キーワード検索 検索

カテゴリ検索

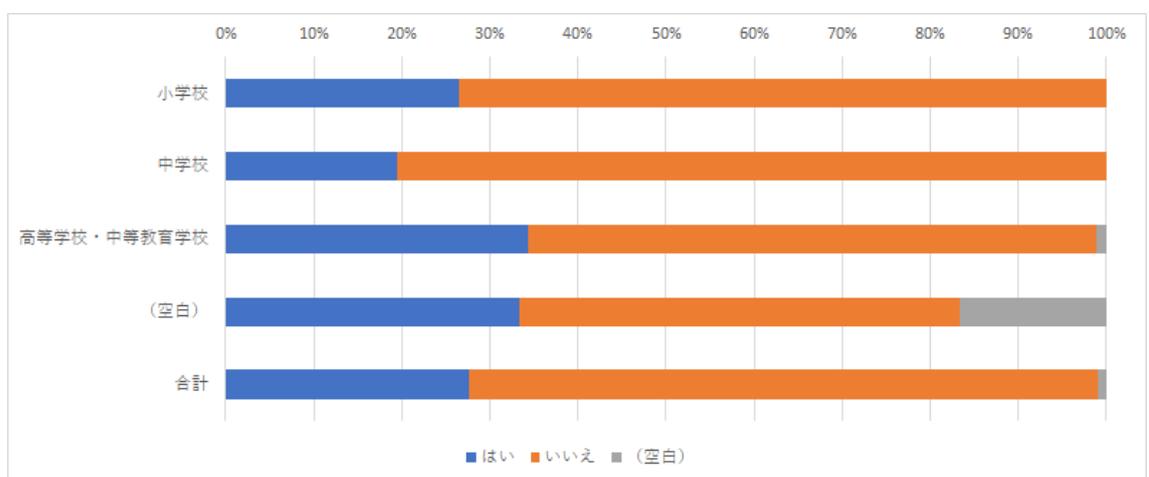
権利者の立場	利用者の立場
著作権を保護したい <ul style="list-style-type: none">著作権を取りたいのですが、<u>申請や登録といった手続きは必要ですか。</u><u>どのような「作品」が、著作権法で保護されるのでしょうか。</u><u>著作権の内容について教えてください。</u><u>著作権の保護期間について教えてください。</u>	著作物を利用したい <ul style="list-style-type: none"><u>著作物の利用について一般的なことを教えてください。</u><u>個人・家庭内における利用について教えてください。</u><u>図書館・視聴覚ライブラリーにおける利用について教えてください。</u><u>学校などの教育機関における利用について教えてください。</u>

授業で直接利用することを目的としたものではないが、「著作権の保護」や「著作物の利用」に関するQ&A、著作権制度の概要の解説、著作権関連用語集等を通じて、著作権制度について学ぶことができる一般向けの教材。他の著作権教材や最近の法改正等へのリンクもある。

2) 調査結果

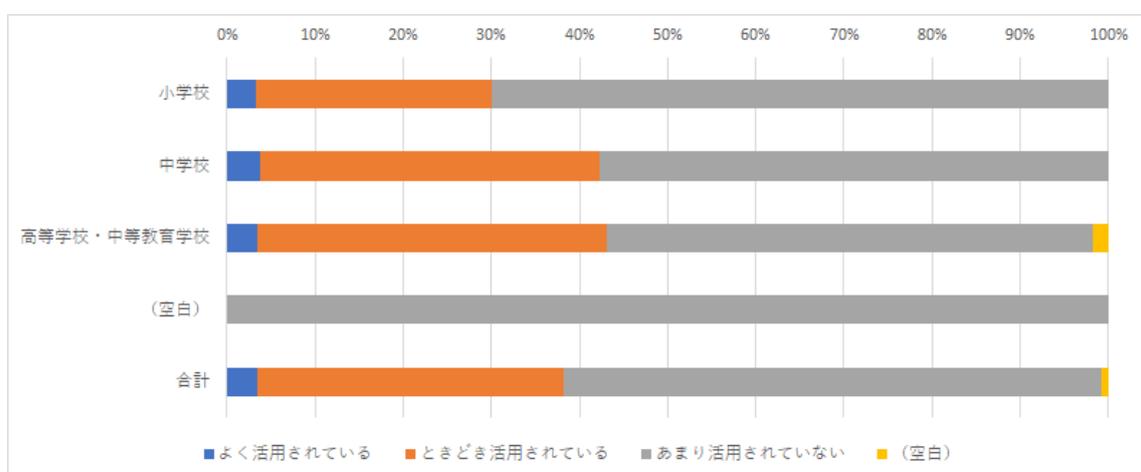
問4-1：貴校には、「著作権なるほど質問箱」をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。

	はい	いいえ	(空白)	合計
小学校	30	83	0	113
中学校	26	108	0	134
高等学校・中等教育学校	58	109	2	169
(空白)	4	6	2	12
合計	118	306	4	428



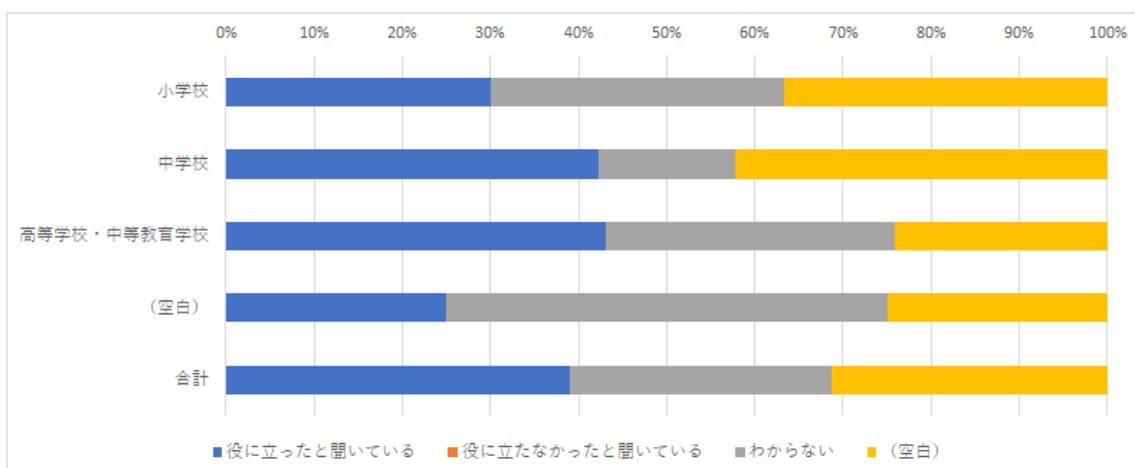
問4-1-1（問4-1で「はい」と答えた方への質問）：「著作権なるほど質問箱」は校内で活用されていますか。

	よく活用されている	ときどき活用されている	あまり活用されていない	(空白)	合計
小学校	1	8	21	0	30
中学校	1	10	15	0	26
高等学校・中等教育学校	2	23	32	1	58
(空白)	0	0	4	0	4
合計	4	41	72	1	118



問4-1-2 (問4-1で「はい」と答えた方への質問) : 「著作権なるほど質問箱」を校内で活用した結果の意見はどうでしたか。

	役に立っていると聞いている	役に立たなかったと聞いている	わからない	(空白)	合計
小学校	9	0	10	11	30
中学校	11	0	4	11	26
高等学校・中等教育学校	25	0	19	14	58
(空白)	1	0	2	1	4
合計	46	0	35	37	118



3) 調査結果に対する分析

この教材を「知っているか」について、「はい」と答えた者の割合は全学校種の合計で27.6%である。

この教材が「活用されているか」について、全学校種の合計で「よく活用されている」、「ときどき活用されている」と答えた者の割合は38.1%で5つの教材の中で最も低い。この値は、教材を知っているかという問いに対して「はい」と答えた者に占める割合であり、調査対象校全体(428校)から見ると9.3%になる。

この教材を「活用した結果の意見はどうだったか」については、「役に立ったと聞いている」と回答した者の割合は全学校種の合計で39.0%である。ただし、「役に立たなかったと聞いている」は0%であり、明らかに否定的な意見というものは見られない。

この教材は著作権について疑問が生じたときにその解説をするものなので、授業などの教育活動であらかじめ指導計画を立てて使うといった方法にはなじまないが、「役に立ったと聞いている」という評価が一定割合あることを考えると、他の教材と組み合わせることで利用できるような誘導する仕組みを工夫することにより、効果を高めることができる可能性もある。

また、本教材は、授業で生徒が利用する想定で作られたものではないため、特定の疑問・質問に対する回答を得るツールとしては有用であっても、授業の中で使う教材としては必ずしも使いやすいツールとはいえない。そこで、授業での利用例などを付録的な機能として加えると効果が上がることも期待できる。

⑤ 「5分でできる著作権教育」

1) 教材の概要

提供: 公益社団法人著作権情報センター(CRIC)/一般社団法人日本教育情報化振興会(JAPET)

5分でできる著作権教育

とって大事 わずかな時間ですぐにできる
すべての先生が気軽に取り組むためのWeb教材

簡単な事前準備だけで教科授業に取り組める「校種・教科別授業案」
著作権教育の全体構造における個々の指導事項の位置づけがわかる「段階的指導モデル」の表示
役立つ「資料編」もっとくわしく「虎の巻編」

違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A(文化庁ページ)

先生、例えば子どもたちのこんな疑問に答えられますか?

Q&A
大好きな歌手の歌を使いたいけど……?

もっと読む...

このサイトの目的
著作権教育への提案

著作権教育の
段階的指導モデル

このサイトの構成と
活用方法

校種・教科別授業案

<http://chosakuken.jp/>

この資料は、著作権の普及に関する活動を行っている団体によって作成されたものである。

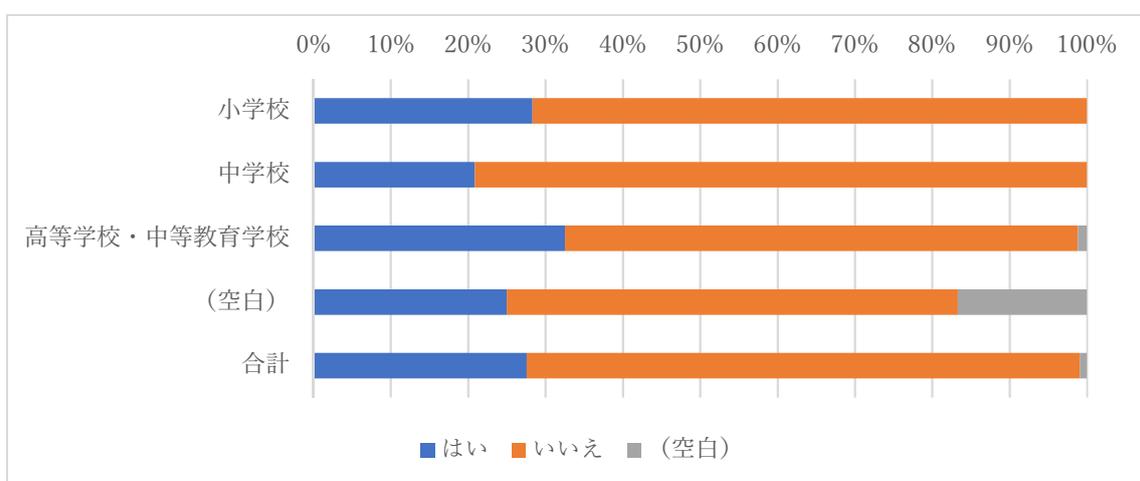
特定の教科等領域で一定の時間を確保して著作権に関する内容を取り上げることは多忙な学校現場では現実的ではないことから、様々な教科等の指導の過程でよく見られる場面ごとに、わずかな時間で著作権に関する児童・生徒の関心を高められる指導の事例をまとめた事例集。個々の事例は、児童・生徒の発達の特徴を念頭において、著作権のこの内容はこれくらいの段階から指導の中に取り入れるようにしてはどうかを考えて構成した「著作権教育の段階的指導モデル」に基づいて位置付けられている。

その他、教員が児童生徒の興味や関心が高まってきた場合に予想される質問等に対して、教員が回答を準備するための「虎の巻編」も用意されている。

2) 調査結果

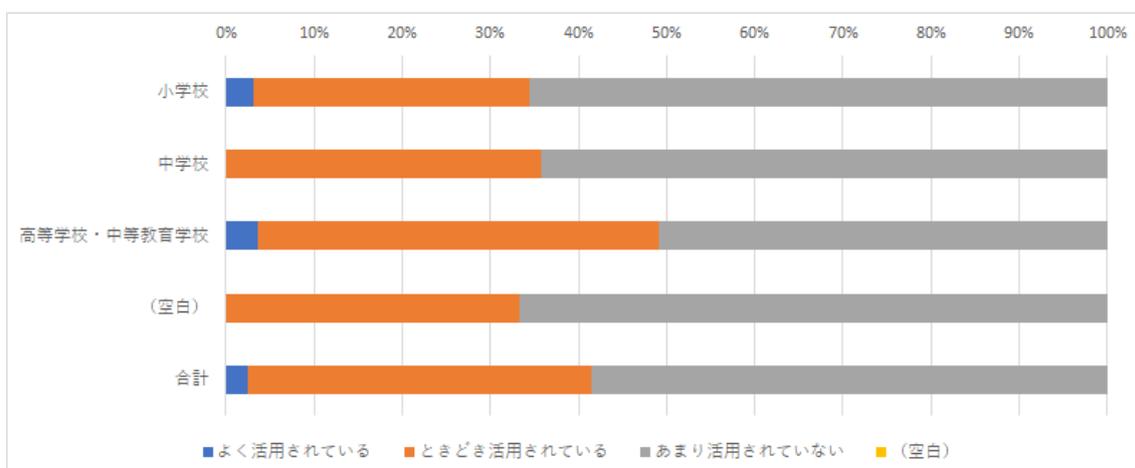
問5-1: 貴校には、「5分でできる著作権教育」をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。

	はい	いいえ	(空白)	合計
小学校	32	81	0	113
中学校	28	106	0	134
高等学校・中等教育学校	55	112	2	169
(空白)	3	7	2	12
合計	118	306	4	428



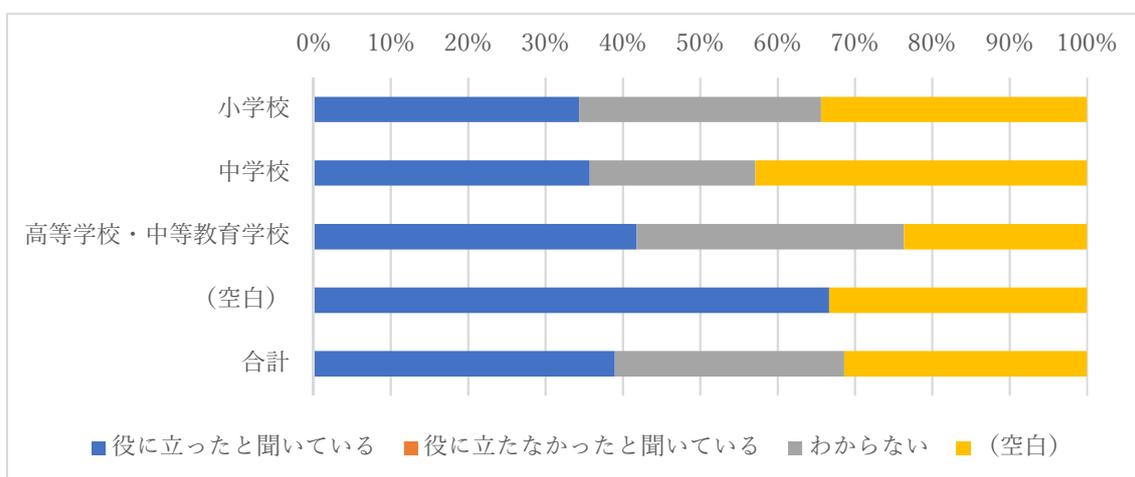
問5-1-1 (問5-1で「はい」と答えた方への質問) : 「5分のできる著作権教育」は校内で活用されていますか。

	よく活用されている	ときどき活用されている	あまり活用されていない	(空白)	合計
小学校	1	10	21	0	32
中学校	0	10	18	0	28
高等学校・中等教育学校	2	25	28	0	55
(空白)	0	1	2	0	3
合計	3	46	69	0	118



問5-1-2 (問5-1で「はい」と答えた方への質問) : 「5分で行える著作権教育」を校内で活用した結果の意見はどうでしたか。

	役に立ったと聞いている	役に立たなかったと聞いている	わからない	(空白)	合計
小学校	11	0	10	11	32
中学校	10	0	6	12	28
高等学校・中等教育学校	23	0	19	13	55
(空白)	2	0	0	1	3
合計	46	0	35	37	118



3) 調査結果に対する分析

この教材を「知っているか」について、「はい」と答えた者の割合は全学校種の合計で27.6%であり必ずしも高くない。

この教材が「活用されているか」については、全学校種の合計では「よく活用されている」、「ときどき活用されている」の合計が41.5%であるが、高等学校・中等教育学校で見ると「よく活用されている」、「ときどき活用されている」の合計が49.1%であり、他の教材と比べて学校種別で最も高い割合となっている。ただし、この値は、教材を知っているかという問いに対して「はい」と答えた者に占める割合であり、調査対象校全体（428校）から見ると6.3%に留まる。

この教材を「活用した結果の意見はどうだったか」について、「役に立ったと聞いている」と答えた者の割合は、全学校種の合計では39.0%、高等学校・中等教育学校では41.8%になっている。「役に立たなかったと聞いている」は、どの学校種でも0%であり、明らかに否定的な意見というものは見られない。

認識の程度、活用の程度ともに、文化庁作成のもの比べるとやや低いが、「役に立ったと聞いている」と回答した者がいる程度いることから、教材そのものの効果的な周知の方法が課題である。また、本教材をより活用されるようにするためには、授業での利用が想定されているため、実際のモデル授業の公開をするなど、教員に授業イメージをもってもらおうよう工夫することが必要である。

⑥その他の著作権教育教材

1) 調査結果

問6：問1～問5以外の著作権教育に利用できる資料・情報を知っている場合は、その名称と情報源をお書きください。

(小学校)

- 「あんしん・あんぜん情報モラル オンライン」(スズキ教育ソフト㈱)
- 「e-ネットキャラバン」((一財)マルチメディア振興センター)
- 「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル」(長崎県教育委員会)
- 「事例で学ぶNETモラル」(広島県教科用図書販売㈱)
- 「ディズニーキッズ | ネチケット」(ウォルト・ディズニー・ジャパン㈱)
- 「やってみよう、情報モラル教育」(文部科学省)
- 「情報モラルに関する実践事例集、指導案集」(教育委員会)

(中学校)

- 「あんしん・あんぜん情報モラル オンライン」(スズキ教育ソフト㈱)
- 「JASRAC | 音楽著作権とは」((一社)日本音楽著作権協会)
- 「著作権利用に係る教育NPO」(特定非営利活動法人著作権利用に係る教育NPO)
- 「みんなのための著作権教室」((公社)著作権情報センター)
- 「ネコにもわかる知的財産権」(<http://www.iprchitekizaisan.com/>)

「ネット社会の歩き方」((一社)日本教育情報化振興会)
「著作権教育の第一歩」(書籍:三省堂)
「いろいろあるコミュニケーションの社会学」(書籍:北樹出版)
「教師のための著作権講座」(冊子:(一社)私的録音補償金管理協会)
「著作権利用等の勉強会資料」(資料:(公財)東京都私学財団)
「文化庁による資料提供」(資料:文化庁)

(高等学校・中等教育学校)

「NHK for school」(日本放送協会)
「音楽CDができるまで」((一社)日本レコード協会)
「学校教育と著作権」((公社)著作権情報センター)
「サイバー犯罪対策:映像で知る情報セキュリティ」(警察庁)
「JASRAC | 音楽著作権とは」((一社)日本音楽著作権協会)
「知的財産権とは」(日本弁理士会)
「著作権Q&A集」(熊本県立教育センター)
「著作権利用に係る教育NPO」(特定非営利活動法人著作権利用に係る教育NPO)
「はじめての著作権講座」((公社)著作権情報センター)
「みんなのための著作権教室」((公社)著作権情報センター)
「18歳の著作権入門」(書籍:ちくまプリマリー新書)
「事例でわかる情報モラル」(書籍:実教出版)
「生徒のための著作権教室」(冊子:(一社)私的録音補償金管理協会)
「教師のための著作権講座」(冊子:(一社)私的録音補償金管理協会)
「改訂版 高等学校版 社会と情報」(教科書:数研出版)
「経済活動と法」(教科書:実教出版)
「四訂版これだけ!著作権と情報倫理」(副教材:数研出版)
「情報モラル」(副教材:実教出版)
県で開いた研修会で紹介された資料
学校独自に作成した資料

(空白)

「スマホ世代の子どものための主体的・対話的で深い学びにむかう情報モラルの授業」(書籍:日本標準)

2) 調査結果に対する分析

小学校では、「あんしん・あんぜん情報モラルオンライン」、「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル」、「事例で学ぶNETモラル」、「やってみよう、

情報モラル教育」などが挙げられており、情報モラル系の教材の中で著作権についても触れるような傾向が推測される。

中学校では、「あんしん・あんぜん情報モラル オンライン」や「ネット社会の歩き方」が使われているなど、同様の傾向はみられるが、文化庁、CRIC、著作権利用等に係る教育 NPO、JASRAC などの著作権教材も活用されている。

高等学校・中等教育学校では、様々な教材が活用されているが、教科「情報」の教科書の補助教材の活用が目立つほか、教育委員会や学校独自の教材も活用されている。

学校での情報モラル指導は危機管理が中心になることが多いため、それに関連付けた教材が多い傾向にあるといえる。この点、委員からは、危機管理とからめた教材を使うと「～をやってはいけない」といった禁止教育になりがちなので、著作権についても本来は「作者の了解をとろう」というものなのに、「コピーしてはいけない」という部分だけが先行してしまう嫌いがある。著作物の利用を委縮させるのではなく知財人材の育成の視点に立った指導を支援するよう注意する必要があるとの指摘があった。

また、学校現場では多様な資料が活用されている状況が窺えるが、前問との関係で、各学校や各教員が適切な教材を探しやすくすることが検討されてもよい。ただし、民間団体が作成した教材の質を第三者が評価したり保証したりすることは困難なので、仮にポータルサイトのようなもので教材の所在情報を一元化するとしても、作成団体が自発的に質の維持・向上を図ることを促す仕組みを組み合わせる必要がある（例えば、当該ポータルサイトにバナーでリンクを張る場合、当該教材に関するユーザーからの質問や意見を受け、もし質問等があった場合には、作成団体が当該ポータルサイトを經由して回答する義務を負うようにするなど）。いずれにしても、著作権の啓発活動を行う団体同士が目的を共有して、ユーザー目線に立った情報発信の環境を作り出すことから検討する必要がある。

（２）著作権教育を行う教育活動について

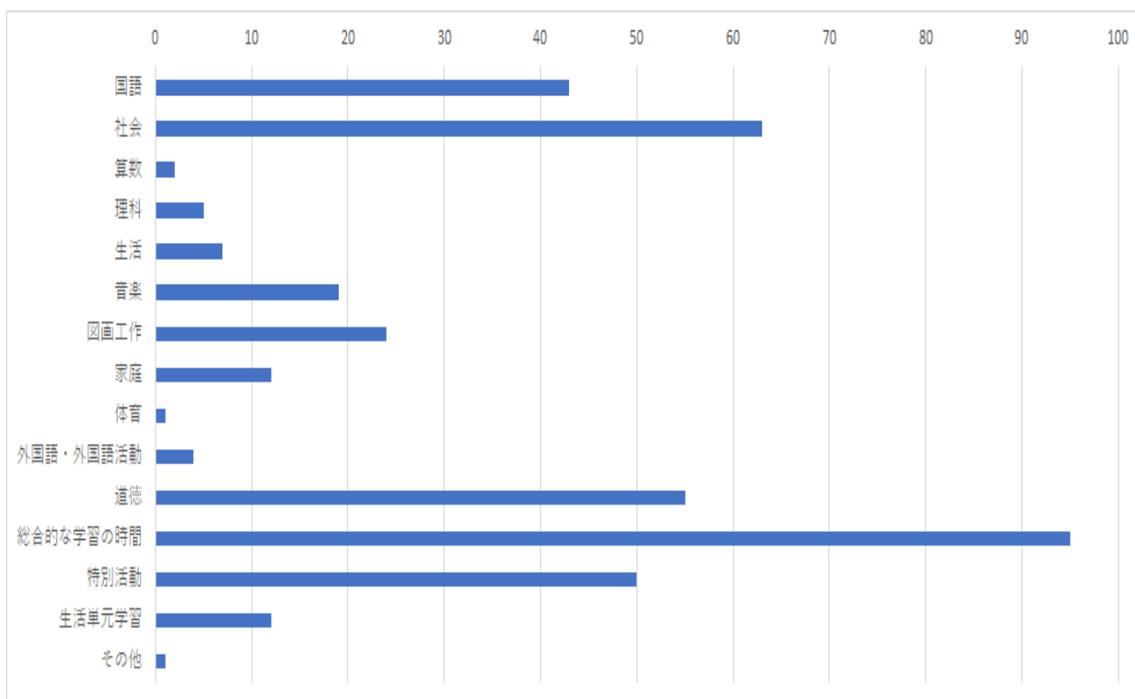
問 7：貴校では、著作権教育は、どのような教育活動で行うのが適当だと思いますか。貴校の学校種にあてはまる教科等をいくつでも選んでください。

1) 調査結果

(小学校)

国語	43
社会	63

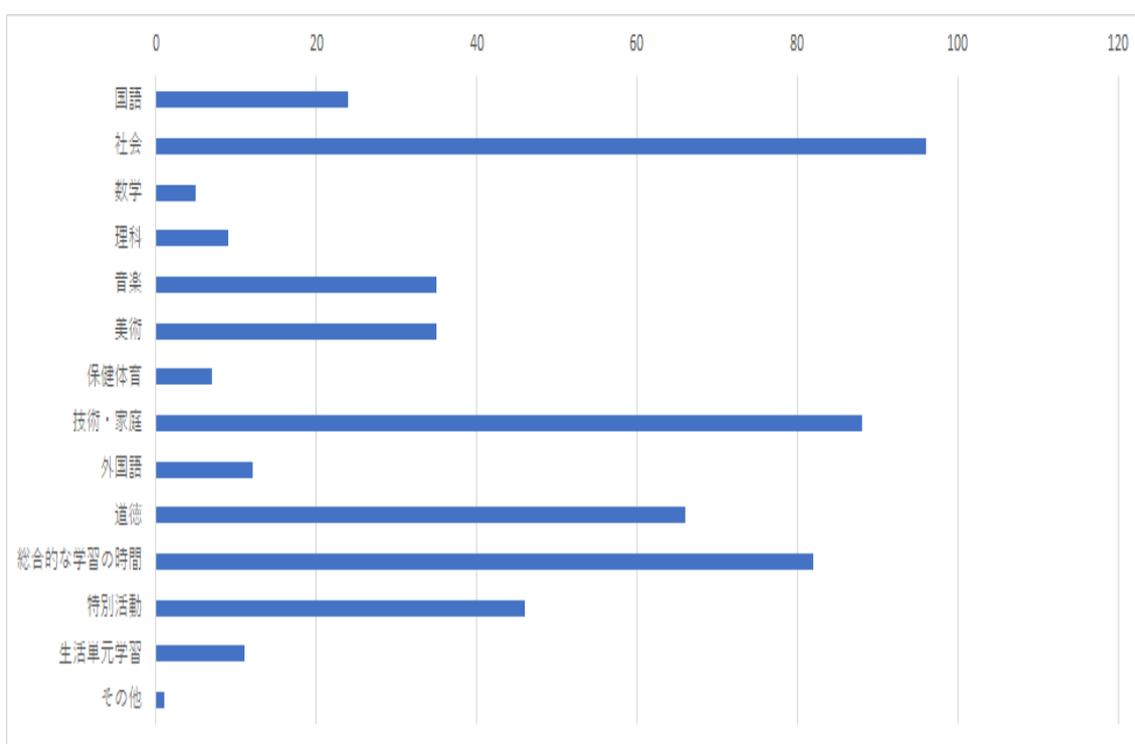
算数	2
理科	5
生活	7
音楽	19
図画工作	24
家庭	12
体育	1
外国語・外国語活動	4
道徳	55
総合的な学習の時間	95
特別活動	50
生活単元学習	12
その他	1



(中学校)

国語	24
社会	96
数学	5
理科	9
音楽	35

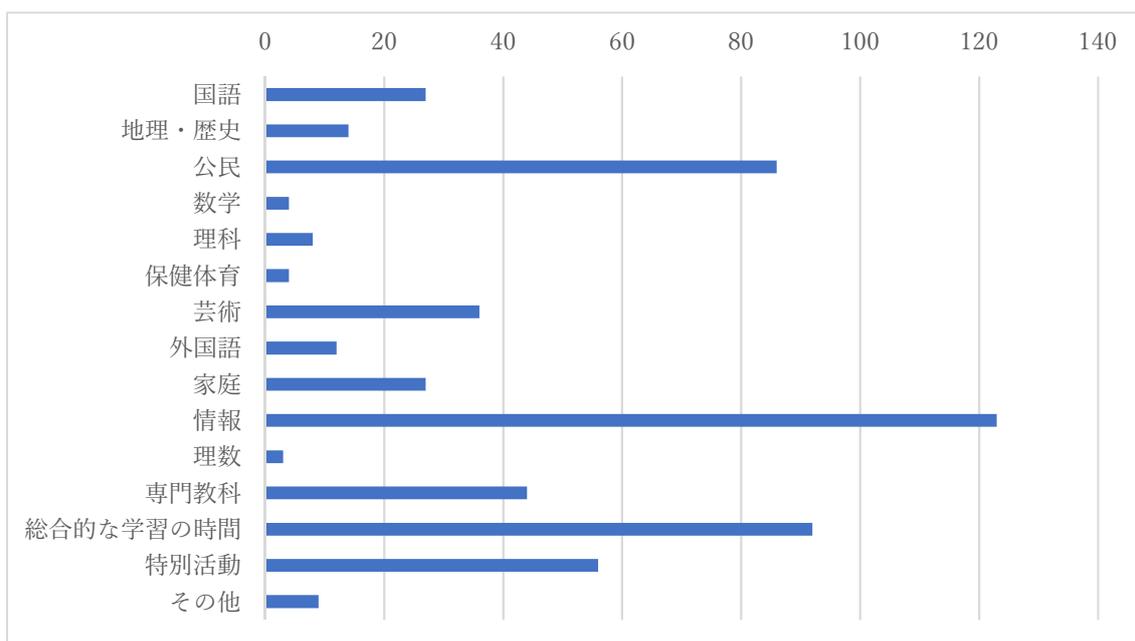
美術	35
保健体育	7
技術・家庭	88
外国語	12
道徳	66
総合的な学習の時間	82
特別活動	46
生活単元学習	11
その他	1



(高等学校・中等教育学校)

国語	27
地理・歴史	14
公民	86
数学	4
理科	8
保健体育	4
芸術	36
外国語	12

家庭	27
情報	123
理数	3
専門教科	44
総合的な学習の時間	92
特別活動	56
その他	9



2) 調査結果に対する分析

小学校では、「総合的な学習の時間」が圧倒的に多く、「社会」、「道徳」、「特別活動」、「国語」が続き 40%を超えている。

中学校では、「社会」が最も多く、次いで「技術・家庭」、「総合的な学習の時間」「道徳」、「特別活動」が 40%を超えている。

高等学校・中等教育学校では、「情報」が圧倒的に多く、次に「総合的な学習の時間」、「公民」、「特別活動」、「専門教科」が 40%を超えている。

「その他」としては、中学校で、「全教育活動の機会をとらえて」、「各教科で触れられればよいと思う」という記述があり、高等学校・中等教育学校でも、「すべての教科、科目で必要」、「全ての教科」、「全教育活動にて適宜・随時」という記述があった。

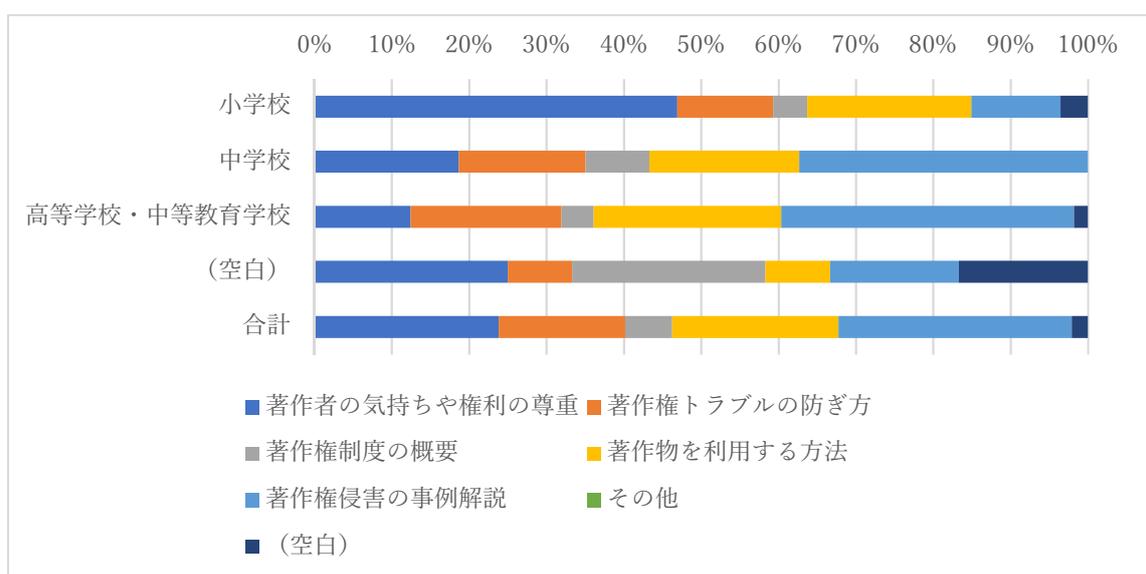
(3) 著作権教育で伝える内容及び利用媒体について

① 著作権教育はどのような内容で行うのが適当か

1) 調査結果

問8：貴校では、著作権教育は、どのような内容で行うのが適当だと思いますか。もっとも適当と思うものをひとつ選んでください。

	著作者の気持ち や権利の尊重	著作権トラブ ルの防ぎ方	著作権制度の 概要	著作物を利用 する方法	著作権侵害の 事例解説	その他	(空白)	合計
小学校	53	14	5	24	13	0	4	113
中学校	25	22	11	26	50	0	0	134
高等学校・中等教育学校	21	33	7	41	64	0	3	169
(空白)	3	1	3	1	2	0	2	12
合計	102	70	26	92	129	0	9	428



2) 調査結果に対する分析

小学校では、46.9%が「著作者の気持ちや権利の尊重」と答えている。「著作者の気持ちや権利の尊重」は中学校、高等学校・中等教育学校と発達段階が進むにつれてそう答えた者の割合が低くなっている。

中学校では、「著作権侵害の事例解説」と答えた者の割合が最も高く37.3%を占めている。高等学校・中等教育学校でも、「著作権侵害の事例解説」と答えた者の割合が最も高く37.9%を占めている。「著作権侵害の事例解説」は、「著作者の気持ちや権利の尊重」とは逆に発達段階が進むにつれてそう答えた者の割合が高くなっている。

全学校種の合計で見ると、「著作権侵害の事例解説」、「著作者の気持ちや権利の尊重」、「著作物を利用する方法」、「著作権トラブルの防ぎ方」、「著作権制度の概要」の順に答えた者の割合が高いが、それらの比率に大きな差はない。ただし、「著作権制度の概要」については、全学校種を通じてそう答えた者の割合が低い。

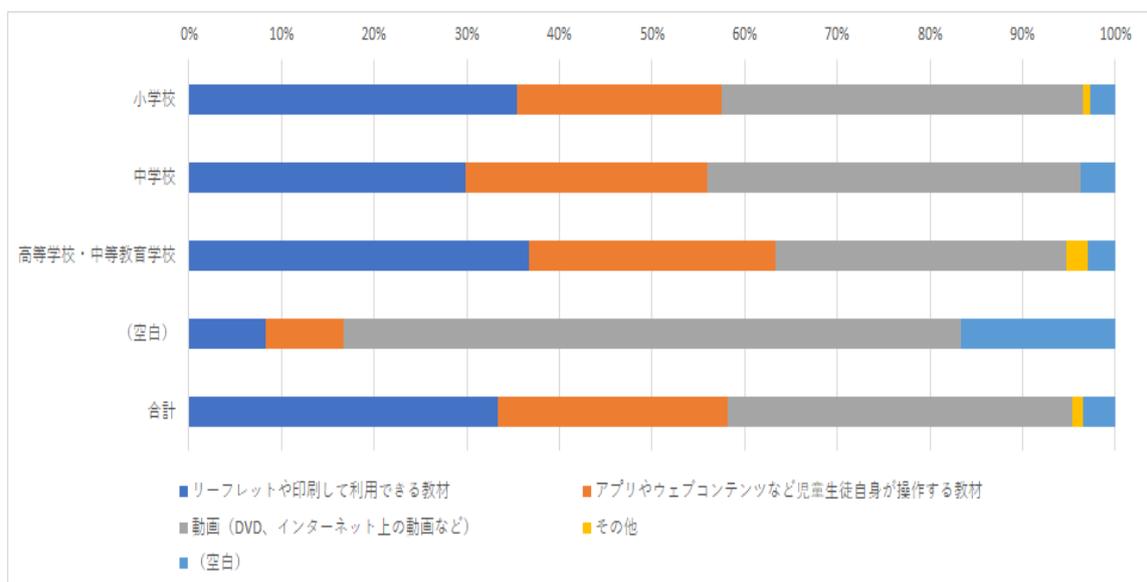
「著作権侵害」への関心が高いことは一概に問題とは言えないが、知財人材の育成が期待されている社会情勢を考えると、「やってはいけない」というネガティブで短絡的な思考に陥るのではなく、ポジティブで創造的な思考につながるような啓発や指導法開発の工夫が必要である。

② 著作権教育はどのような媒体で行うのが適当か

1) 調査結果

問9：貴校では、著作権教育は、どのような媒体を使って行うのが適当だと思いますか。もっとも適当と思うものをひとつ選んでください。

	リーフレットや印刷して利用できる教材	アプリやウェブコンテンツなど児童生徒自身が操作する教材	動画（DVD、インターネット上の動画など）	その他	（空白）	合計
小学校	40	25	44	1	3	113
中学校	40	35	54	0	5	134
高等学校・中等教育学校	62	45	53	4	5	169
（空白）	1	1	8	0	2	12
合計	143	106	159	5	15	428



2) 調査結果に対する分析

小学校、中学校では「動画」と答えた者の割合が最も高く、高等学校・中等教育学校では「リーフレットや印刷して利用できる媒体」と答えた者の割合が最も高い。しかし、どの学校種も2番目に割合が高い回答との差はわずかしかなく、特定の媒体が重視又は軽視されているわけではなく、「その他」の記述に見られるように、様々な媒体の組み合わせなど多様な使い方ができることが期待され

ている可能性がある。

教員の情報活用能力の差が影響することも考えられる。

(4) 自由記述

問10：文化庁の提供する著作権の教材に関して、ご意見・感想等があれば、自由にお書きください。

(小学校)

- ・本アンケートで紹介されていた素材等、知らないことが多く研修不足を感じました。発達段階に応じて利用していきたいと考えています。
 - ・ウェブコンテンツとして利用できる著作権教材がたくさんあることを今回のアンケートで知った。著作権は、著作者の権利を守るという目的だけでなく、正しい文化を継承するために必要なことである。まず、各教科の指導内容に「著作権」に関する項目を入れ込めば、自ずと教員は「著作権」について研修をするだろう。そしてその内容を児童に学ばせるためのツールとして、ウェブコンテンツを使用するようになるだろう。
 - ・このアンケートに回答することで、著作権教材を知ることができました。
 - ・教材として、動画も分かりやすく効果的だと思いますが、欠席児童に対する指導や、保護者への教育内容の紹介といった観点では、紙媒体も必要であると感じています。
 - ・今回、よい教材が用意されているのを知ったので、ぜひ利用したい。ただし、指導に充てる時間は限られているので内容を十分検討したい。
 - ・更に著作権教育の充実を図っていきたいと思います。
 - ・今回お示しいただいた教材について存在すら知りませんでしたが大変参考になりました。著作権教育については、教科や総合的学習などの機会を通して、それなりの指導を行っていますが、様々な観点から光を当てることの大切さ、また、そのためには幅広い切り口が必要であることを感じてきておりました。その意味で、お示しいただいた教材も活用していきたいと思います。
- 問9については、①リーフレットや印刷して利用できる教材を選択しました。前述の理由から、どの教科でも簡単に指導できるようにするためにはこの方法が有効だと考えているからです。ただし、教科や指導の場面によっては②アプリや③動画も有効であり、場面や状況に応じて使い分けていくのがよいと考えています。この点から、今後も様々な教材をご提示いただくとありがたいと思いますし、期待するものです。
- ・これから情報を収集して活用していきたい。

- ・今回、このアンケートが本校にとって貴重な情報源となりました。ありがとうございました。

(中学校)

- ・Web上でたくさんの著作権に関する教材があることが改めて分かりました。今後の社会を考えたとき、子供たちは必ず著作権について学んでおく必要があると感じています。今回のアンケートを機に校内の体制を見直したいと考えます。
- ・著作権教育は非常に重要であり、社会科の公民、技術科の情報教育において実施しているが、教材としては資料集（紙媒体）を使用しており、今回提示された資料は知らなかったため、紹介したところです。
- ・このアンケートに回答をする中でも多くの資料や情報があり、教材研究や生徒への指導に生かすことができる。
- ・もっとPRをして欲しい。
- ・教科の時間がない中、教科書にないものを入れ込む時間は残念ながらないので実情です。
- ・今回のアンケートを通して初めて知った教材があった。著作権を学ぶのに有効だと感じたため、活用していきたい。また、このような教材があることを広く知らせてほしい。
- ・今回のアンケート調査によって、各資料の存在を知り、著作権について知る機会になる。生徒たちにも、技術・家庭の授業での制作を通して著作物の利用について注意をおこなっているが、リーフレットなどの資料提示などとあわせて、注意喚起・呼びかけを続けていくことが大切と感じます。
- ・質問に回答しながら、文化庁の教材を活用することができそうであるなど感じました。今後、ぜひ検討していきたいと思います。
- ・著作権に関する知識は、特に現在のような情報化社会の中では持つべきものであると認識している。しかしながら、現行の学習指導要領に沿って教育課程を進める中で、これに特化して学習する場面に苦慮する。教科によっては触れるものはあるが、深く掘り下げて行うまでにはない。ただ、人権等にも関わることなので、生徒が将来を生きる中で、知っているか否かで差が生じてしまうと考える。だから、どの教科のどの部分で実施すればよいのかを明確にしていただければやりやすいと思う。
- ・本校は2年連続して、文化庁著作権課と連携して直接指導をいただいている。それは、総合や学校の情報発信にSNSをはじめ多様な発信手段を展開しているためです。一方的な行政主導の資料・教材開発だけにとどまらず、各学校と

win-win 発想の実践的な取組に応じた協働の教材開発や啓発を工夫していく必要が求められると思われます。行政が資料や教材を作ったから知っているか、使っているかのお決まりのアンケートを取るだけではなく、発想、視点を変えた現場に即した啓発資料開発が問われます。

- ・小学生には分かりやすい教材だと感じた。
- ・学校では学習指導要領に示された内容を指導するための時間を確保するのが精一杯で、教科書等で扱っていると指導の機会が増えると思う。
- ・著作権の理解や保護については生徒だけでなく保護者にも啓発が必要と考えます。リーフレット等、家庭に配布できる資料を定期的にお問い合わせできるとありがたいと思います。教職員は指導する立場上、生徒・保護者より著作権に関する知識をより深く持つ必要があると思います。教職員向け講習会等、研修の機会を増やして頂けるとありがたいと思います。しかし研修会があっても自主研修では参加者も集まらないことが予想されます。県、市町村等の特定研修であれば確実に研修が進められると思います。

(高等学校・中等教育学校)

- ・具体的な事例が欲しい（文化祭での演奏と部活動での演奏の扱い方の違い、家族の範囲、引用の範囲の事例）など
- ・おじゃる丸コピーライトワールドというサイトが現在はないですが、これはとても使えて便利でした。文化庁のサイトは授業で使わせてもらうことがありますが、高校生でも関心を持てるようなコンテンツがもっとたくさんあれば助かります。漫画形式などになっていると、生徒もよく見えています。○×クイズや、あなたの著作権理解率は何点のような問題があると良いかなと思います。
- ・お世話になっております。以前、貴庁主催の著作権に関する講習会を受講させていただきました。学校は教師や児童生徒にとって常に関係してくるところです。自らが著作権者になり、その著作物を大切にすることを徹底させることが大切だと感じております。
- ・まずは教員一人一人の意識を高めることが肝要かと思われます。扱う側の温度が低くては、なかなか浸透しないと思います。
- ・教材があることについての理解が行き届いていない。教材についての情報をもっと発信するべきだと思う。
- ・教材を主体的・対話的な深い学びを促進するような内容にしていただけると嬉しいです。
- ・近年の著作権侵害の事例が理解しやすい少人数のカードゲーム等があれば嬉

しいです。

- ・具体的な事例が整理された資料があると良い。
- ・具体的な事例が多くある方が生徒に当てはめて指導しやすい。
- ・高等学校であり、本校生徒は著作権に対する一定の知識は持っていると考えています。ご質問の「教材」を使つての「著作権教育」を特別に行うことまでは考えていません。ただし、著作権に対する正しい理解は、教育活動全体を通じて行うべきだと思いますし、随時・適宜行っています。生徒（本校生徒に限らず）の一部に、正しく理解していなかったり、知っていても侵害している者が残念ながらいるのも事実だと思います。様々な形で生徒の意識啓発を今後も行っていく予定です。
- ・今回のアンケートで、初めて見る教材を拝見させていただきました。今後の情報の授業などで活用していきたいと思います。
- ・使いやすい物が揃っているので、使える環境と時間がもっと多く確保しなければならぬと考える。著作権の指導は、一度教えれば終わりという性質のものではなく継続的な指導が必要である。
- ・初めて見聞きするHPが多く、勉強不足を感じたが、活用できるのならうまく授業で活用したい。ただし、著作権の問題はグレーゾーンも多くTPPの関係で法律も変わり、それに伴う解説はネット上の方が多いため気がしている。どの媒体を利用するかを考えた場合ネット上の情報源で最新のものを活用した方が生徒の為にはなるだろうと思われる。虚偽情報などに惑わされないように文化庁には最新の指針を示してもらいたいと思っている。啓発活動をお願いしたい。
- ・初めて知るサイトばかりでした。お恥ずかしい限りです。今後ともよろしく願いいたします。
- ・情報科の授業において「知的財産権」の単元で、CRIC様のサイトを実際に生徒に見せながら授業を展開しておりました。SNSの利用が当たり前になっている高校生には著作権等の侵害に関わるトラブル回避の知識やスキルを身につける必要があると感じております。今後とも貴重な教育資源として取り扱いさせていただこうと思っております。よろしく願い致します。
- ・新しい資料もあるので、今後、活用してみようと思う。著作権の期限が、著作者の死後70年に変更になったので、そのことが明記している資料が活用できるようにしてほしい。
- ・生徒が実際に授業として資料を引用・使用することは主として国語・社会によって行われています。また、今後「探究」に係る授業が行われるとその頻度が高くなると思います。実際に使う場でなければ著作権に関する理解を定

着させることは難しいです。断片的な資料にならないよう体系的な使用が求められると思います。加えて、教職員が授業で使用する資料の著作権については微妙な部分がありますので、そこについて教員にはっきり示していただくと嬉しく思います。

- 提供していただいているコンテンツをそのままなく授業の内容に合わせて一部利用等の活用をさせていただいています。
- 本校は、美術的な授業が多い学校なので、もう少しマニアックなものがほしいです。例えば、授業で模写などを行うが、技術習得としては大丈夫だが、作品として掲示するのは問題があるなど、もう少し、デザインなどの線引きが明らかかなものがほしいです。特に凡例がないものは、分かりにくいものがあるのでどの権利に違反しているのか教えてほしいです。先生向けのもほしいです。例えば、個人情報扱いなど、クラス発表をしたままではダメなど、業務に関して問題点があるものをつくってほしいです。
- 様々な教材を提供され、各校の教育活動の支援になり、現場としてはありがたいと思っている。しかしながら、実際の教育現場では、過密なカリキュラムや学ぶべきこととして多くのことが求められ、すべてを十分に行うことは不可能な状態であることも承知していただきたいと考えている。
- なるべく最新の事例を使って、世界の著作権を集めてほしい。
- 今後、手元に取り寄せるなどして確認いたします。
- 平易に分かりやすく説明されていると思います。
- 便利な教材があることを教員側がアンテナを高くし、知っておく必要があると改めて考えることができました。
- 教員のみならず、生徒にとっても理解しやすい工夫が凝らしてあり、現場のいち教師としてありがたいと思います。私自身も著作権に関する講座を県教育センターにて今年度受講し、改めて教育現場における著作権教育の在り方について再認識したところです。グローバル化が進む中、著作権の捉え方も変わっていくことと思いますが、様々な事例を想定した、高校生にとって身近な話題、陥りやすい失敗をベースにして頂けるとますます学びやすいものになるかと思えます。
- 折角予算を使って行うものですから、有効に利用される方法でご提供戴ければ幸いです。小学校へはこれ、中学校へはこれ、高校はこれではなく、特に高校では学校ごとに生徒の状況が異なりますので、より状況に応じた資料が利用できるようなるとよいと思います。

(学校種空白)

- ・著作権についての法律等のお知らせが届くことがあるが、内容を分かりやすく（生徒にも伝えやすいように）動画やイラストを交えた説明資料にして欲しい。また、肖像権やパブリシティ権も併せて、関連性を持たせた内容を、生徒に分かりやすい動画とワークシートと指導案をセットにして提供してほしい。ユーチューバーやVチューバーを題材するなど、生徒が興味関心を持つような題材でお願いしたいです。
- ・初めて教材を見させていただきました。私達教員にとって大切なことがたくさんありました。これを機に伝えていこうと思います。

(5) 著作権教育教材についての全体的な評価及び今後の課題

今回のアンケートで、文化庁が制作した「はじめて学ぶ著作権」、「マンガでわかる著作物の利用」、「高校生のための著作権教材」、「著作権なるほど質問箱」、及び著作権情報センターが制作した「5分でできる著作権教育」について、「知っているか」という設問に対する「はい」という回答は、全校種合計でみると、それぞれ40.7%、29.0%、37.9%、27.6%、27.6%となっており、いずれの教材も必ずしも多くの学校によく知られているわけではない。

さらに、「教材が活用されているか」という設問に対する回答も、「よく活用されている」という回答は、いずれも低いパーセンテージに留まっている。これらのことは、著作権教育教材の所在の情報が十分に学校現場に届いていない可能性を示唆している。

この点について委員からは、「著作権教育の教材がホームページ上の複数の場所にあるので、必要な教材にたどり着きにくい。文化庁の教材だけでなく、公益法人等の教材も含めて、著作権教育に役立つ教材を対象学年や活用場面ごとにまとめたポータルサイトやリンク集があるといいのではないか」という意見が表明されている（その際の留意事項については、前述のとおりである）。

他方で、自由記述欄を見ると、全学校種を通して、「今回、よい教材が用意されているのを知ったので、ぜひ利用したい」、「今回お示しいただいた教材について存在すら知りませんでしたが大変参考になりました。…お示しいただいた教材も活用していきたいと思います」、「Web上でたくさんの著作権に関する教材があることが改めて分かりました」、「今回のアンケートを通して初めて知った教材があった。著作権を学ぶのに有効だと感じたため、活用していきたい。また、このような教材があることを広く知らせてほしい」等、このアンケートを通して有効な著作権教育教材があることを知り、今後これを活用していきたいという趣旨の記述が多く見られた。さらに、「これらの教材があることをもっとPRす

べき、情報発信すべき」、「教材があることについての理解が行き届いていない。教材についての情報をもっと発信すべきであると思う」などの意見もみられた。

また、「教材が役に立ったか」という設問に対しては、絶対数は少ないものの、「役に立ったと聞いている」との回答が各教材とも 90%を超えており、各教材とも学校現場に即したものになっていると考えられる。

なお、教材をより活用されるものにするためには、「個々の教材が児童生徒を対象としたものか、教員対象のものか、教材の対象を明確にすることが必要である」との意見、「教材を使った公開授業や模擬授業ワークショップ等を行い、教員に著作権教育の具体的なイメージを持ってもらうことが重要である」との意見、さらには、「各教科書を出版している会社にアプローチして、カリキュラムマネジメントの視点から、教師用指導書等にこれらの教材を紹介してもらってはどうか」との意見等が委員から表明されている。

また、自由記述欄には、児童生徒だけではなく、保護者にも啓発が必要であり、そのためにも教員が著作権の基礎的な知識を身に付けておくべきという意見が見られた。

以上をまとめると、今後の著作権教育教材の普及啓発にあたっては、

1. 適切な配慮の下で、様々な著作権教育教材の所在情報をまとめたポータルサイト等を制作し、その所在を連絡文書、案内チラシ等により全国の小学校、中学校、高等学校・中等教育学校等に周知する。
2. ポータルサイト等を制作する際には、個々の教材の対象学年や活用場面（想定される単元など）、学習指導要領の記述との関連、児童生徒用か教員用かなどを明示するなど、現場の教員が個々の教材の活用イメージを浮かべやすい工夫をする。
3. 個々の著作権教育教材に即した公開授業や模擬授業等を行い、教員に著作権教育の事例を具体的に見てもらい（授業の様子を動画にして、ポータルサイトにアップすることなども考えられる）。
4. 教科書会社にアプローチして、教科書や副教材、教員用指導書等にこれらの著作権教育教材を紹介してもらう。

などを行うことが考えられる。

教材そのものの内容については、学校現場に即したものになっていると評価されているので、法改正等に都度対応して内容を修正していくことはもちろん必要であるが、児童生徒や教員が関心を持ちやすいようデザインやレイアウトなど見せ方に工夫する必要があると考えられる。

第3章 著作権に関する講習会の在り方

1. 各講習会の実施状況及び受講者からの意見について

(1) 都道府県著作権事務担当者講習会

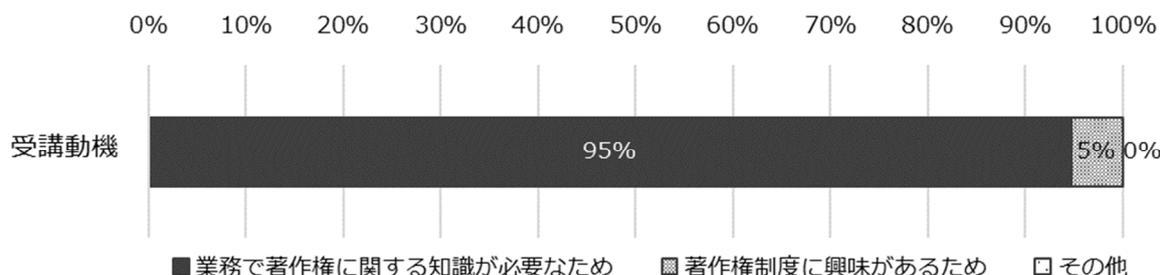
開催時期 5月下旬～6月初旬 **開催地** 東京 **対象者** 地方公共団体職員
申込数/定員 89名/100名

都道府県において著作権に関する事務を担当する者の実務処理能力の向上を目的とした講習で、行政に必要な著作権制度の知識を一通り扱う。参加者は主に文化行政担当者。

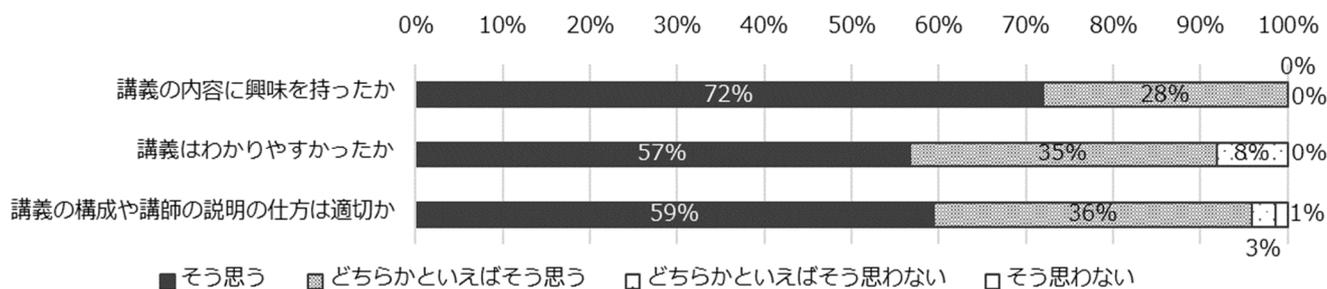
講義内容は著作権の制度の沿革や支分権の内容、保護期間や罰則について説明する「著作権概論」と、権利制限規定など、契約において留意すべき著作権法の規定や権利制限規定など、実務において著作物を利用することを念頭に置いた「著作権各論」で構成される。

① アンケート結果（回答数：76件）

受講動機



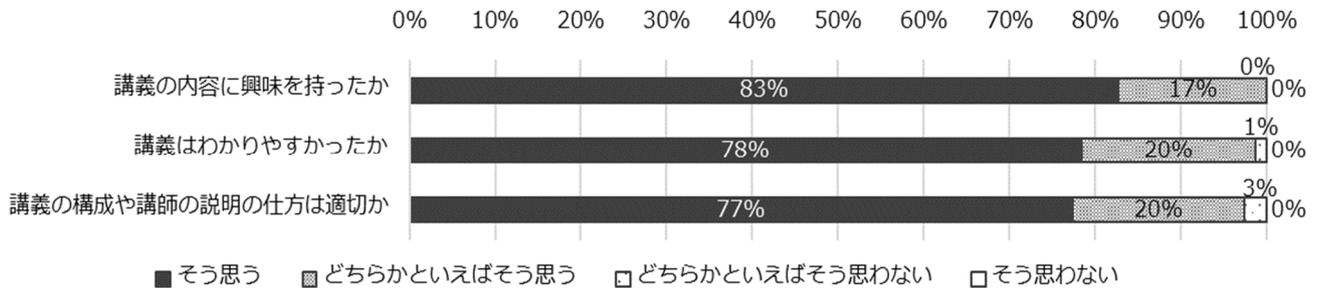
講義：著作権法概論



自由記述：著作権法概論について

- ◇ 施設別に特化した分科会があれば、より理解を深められた。
- ◇ 講義時間を増やし、よりゆっくり進めて頂けると更に嬉しい。
- ◇ 法律の作りが細かく、事例ごとに規定されているため、総論から入ると理解がしづらいつと感じた。

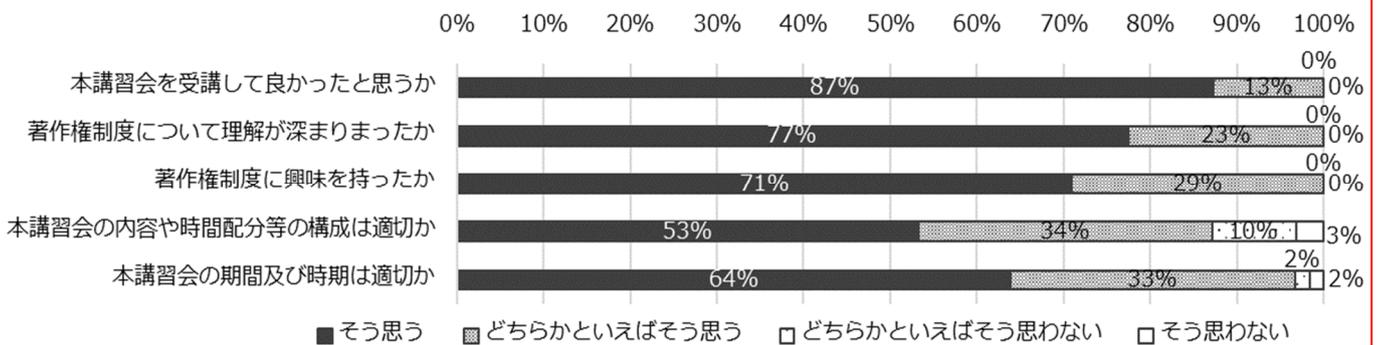
講義：著作権各論



自由記述：著作権法各論について

- ◇ 実例をもとにした講義が業務の参考になった。グループワーク形式でも受講してみたかった。
- ◇ 時間が少ない。

講習会全体について



自由記述：講習会全体について

- ◇ 身近な出来事に即して話されると理解しやすかった。実務的内容なら理解が深まる。
- ◇ 著作物、著作権者、保護期間等、基本的なことがよくわかった。
- ◇ かけ足だったので、理解がおいつかない。

②アンケート結果分析

受講動機は業務の必要に迫られている場合が大半を占めている。
理解度は全体的に高いものの、一日で著作権制度を網羅的に学習するため、

内容が多く進行も早いと感じる受講者が多かった。

「施設別等、業務内容に特化した分科会があると良い」、「グループワーク形式の講義も受けてみたい」といった自由記述があり、行政機関の様々な部門が業務上で著作権に関わっていて、実践的な知識を求めていることが窺えた。

以前はグループワーク（班別討議）を行っていた時期もあったが、コーディネーターやファシリテーターの役割を担うマンパワーの確保が課題である。

(2) 教職員著作権講習会

開催時期 8月 開催地 東京、大阪 対象者 教育機関の教職員

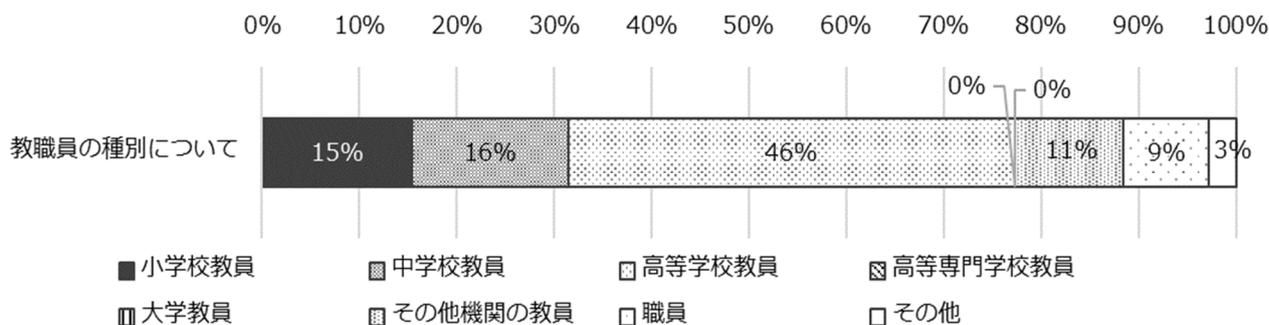
申込数/定員 (東京) 329名/400名 (大阪) 77名/150名

教職員を対象にした講習会。教育機関での著作物の取り扱いに関する規定のほか、著作権教育の実践事例など、著作権について教える立場の教員に必要な情報を扱う点が特徴。

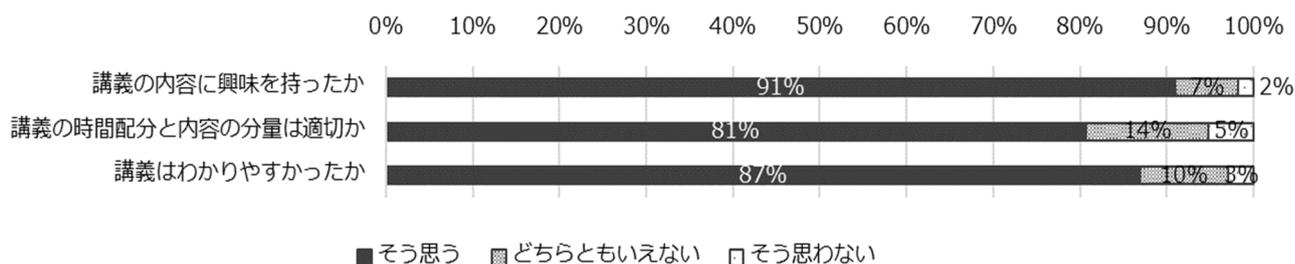
30年度は外部講師を招いて、著作権を守りながら萎縮せずに利用するという観点からの講演を行ったほか、著作権に関する基礎的な知識について解説する「著作権概論」、教育機関での複製をはじめとする権利制限規定と、直近の法改正の内容について解説する「著作権各論」の講義を行った。

① アンケート結果 (回答数: 348件)

教職員の種別について



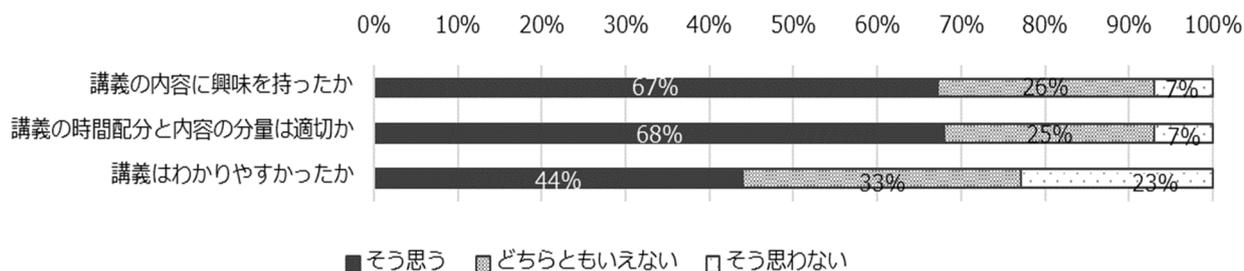
講演: 「正しいコピーのすすめ 学校と著作権」



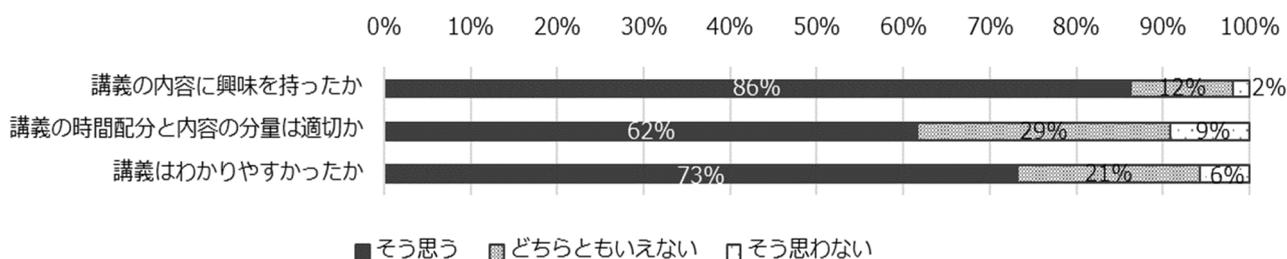
自由記述：講演について

- ◇ 著作権は「作り手」のことを考えるということ、自身の人権感覚を磨くとともに、子供たちへは人権教育としてのアプローチが有効であるということ。著作権がおよぶ対象や範囲など、今まであまり意識できていなかった部分についても知識理解を広げることができた。
- ◇ いわゆる建前ではなく、実際の使用や現場の対応も意識し、本音（に近い）内容であった。
- ◇ 現場の事情はあるにせよ、違法なことはしっかり伝えていく必要がある。

講義：著作権法概論「著作権制度の概要」



講義：著作権法各論「教育現場における著作権」



自由記述：講義について

- ◇ 学校教育により沿った内容で分かりやすかった。法改正の話はなかなか伝わりにくかったので勉強になった。
- ◇ 質疑応答時間をもう少し長く設けてほしかった。
- ◇ 法改正（教育補償金と指定管理団体）の話は非常に興味深かった。

自由記述：講習会全体について

- ◇ 講演内容はもちろんのこと、配布物も充実していて、毎年勉強になる。教育者は思っている以上に著作権法を知らないなので、講演や実践発表の前に著作権法についての話があってもよい。
- ◇ 法的な話は知りたい人が調べられる方法のみ紹介し、個別質問で出るような具体例を○×で分かりやすく、たくさん紹介すると良い。
- ◇ 演習等のアクティビティがある方が良い。配布資料とスライドが同じであるのはムダ。
- ◇ 情報を網羅的に伝えようとしても限られた時間で難しいのだから押さえるべきポイントを厳選して欲しい。
- ◇ 多くの資料を作るのではなくできるだけコンパクトに分かりやすくまとめてほしい。

②アンケート結果分析

受講者は高等学校の教員が最も多く、小学校及び中学校の教員がほぼ同率で続く。全体で教員の比率は8割にのぼる。受講者の著作権に関する知識は少ない参加者が多い。

講演は全体的に満足度が高く、児童生徒に対する教育の切り口を見出したという意見が多くあった。

講義については教育のための著作物の複製についてと、教育に関わる著作権法改正について特に理解が深まったという意見が多かった一方で、学校に直接関わらない部分については最低限のポイントを押さえて内容をコンパクトにしてほしいという意見もあった。また、講師の話運びの巧拙を厳しく見られる傾向がある。

(3) 図書館等職員著作権実務講習会

開催時期 9月（各会場で2日間開催） **開催地** 東京、京都

対象者 図書館等の職員

申込数/定員 （東京）512名/280名 （京都）258名/200名

図書館に勤務する職員を対象とした講習会。著作権法第31条に定める図書館等における複製が認められるためには、施設に司書または司書相当職員を置くこととされている。本講習を修了することで司書相当職員の要件を満たすため、受講申し込みが定員を超えることが常態化している。

講義内容は以下のとおり。

著作権法概論Ⅰ 知的財産権、著作権制度の沿革、著作権制度の概要、著作者の権利（「著作物」「著作者と著作権」等）、登録制度

著作権法概論Ⅱ 著作者の権利（「著作者人格権」「財産権」「保護期間」等）、著作隣接権、出版権、外国の著作物等の保護

著作権法概論Ⅲ 他人の著作物等を利用する方法、著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合、著作権を侵害した場合に生じる責任

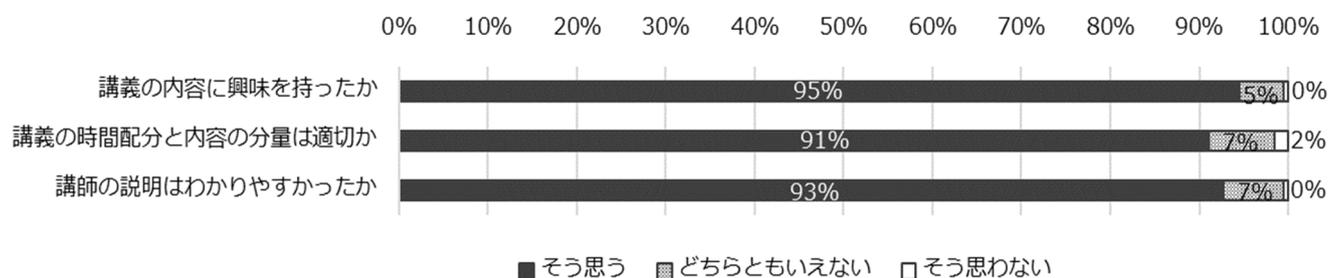
著作権法各論Ⅰ 図書館資料の複製等（著作権法第31条）

著作権法各論Ⅱ 視聴覚資料の利用等（著作権法第38条と視聴覚障害者関係の権利制限規定）

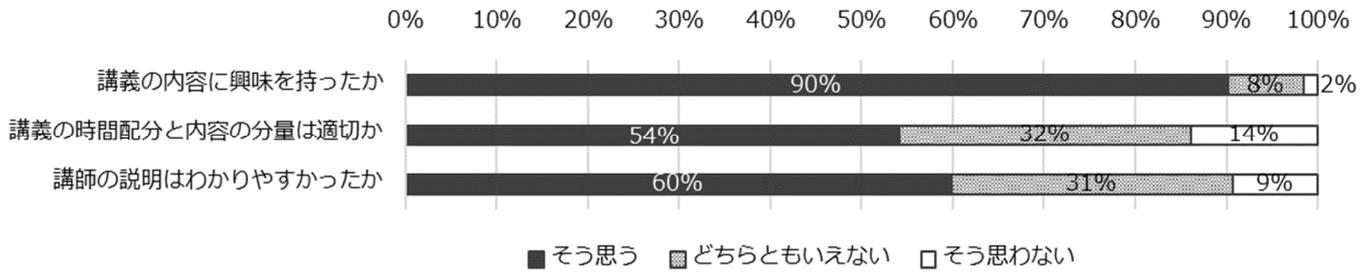
試験

①アンケート結果（回答数：441件）

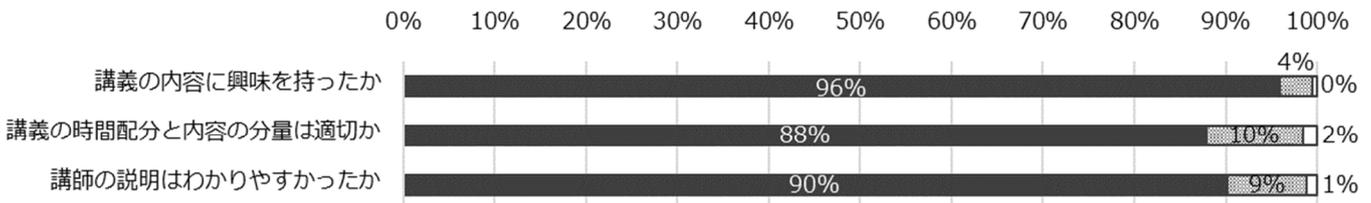
講義：著作権法概論Ⅰ



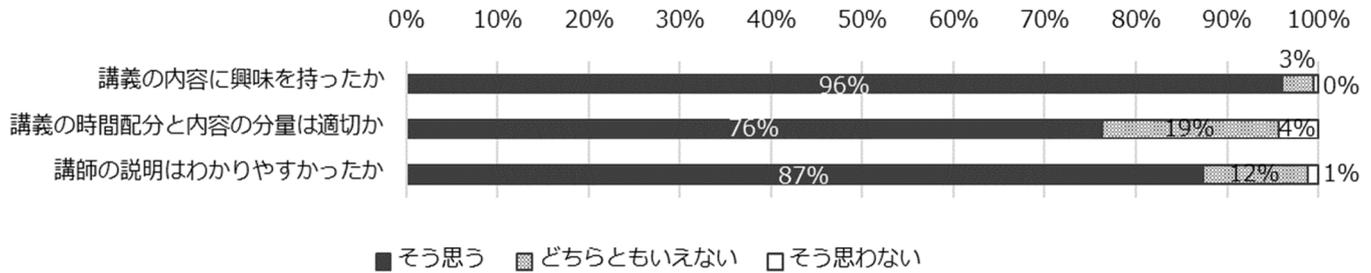
講義：著作権法概論Ⅱ



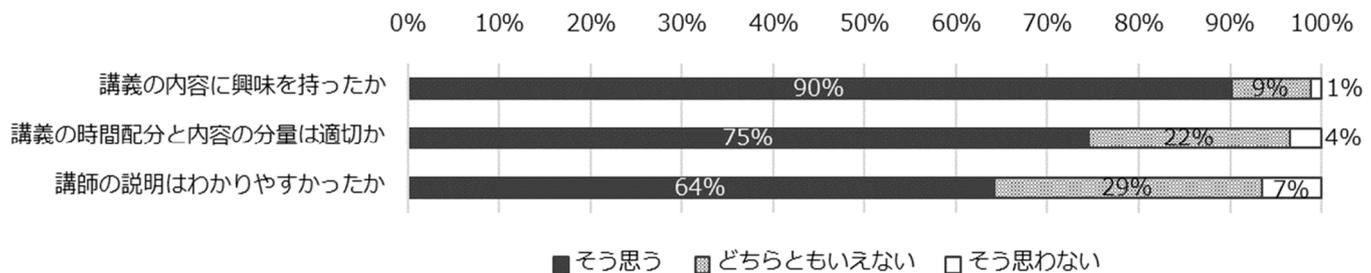
講義：著作権法概論Ⅲ



講義：著作権法各論Ⅰ



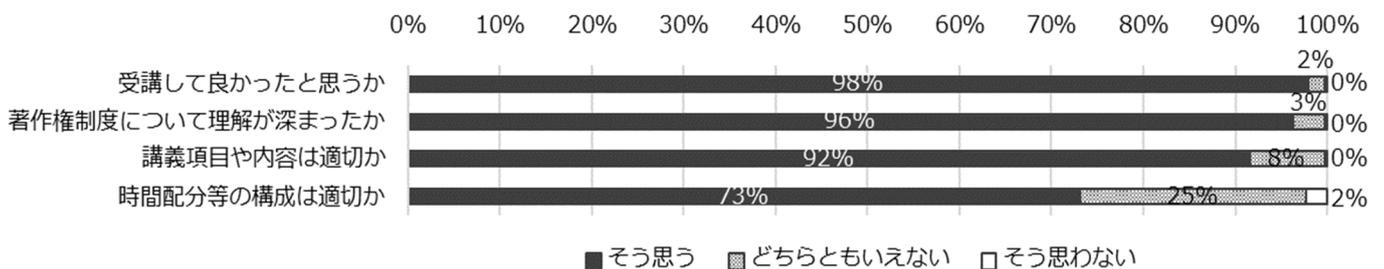
講義：著作権法各論Ⅱ



自由記述：印象に残ったこと

- ◇ 基本的な内容が理解できた。今まで図書館に直接関係する部分のみしか理解していなかった。
- ◇ 実践に近い業務に関わる内容の各論（Ⅰ）（Ⅱ）はとてもよかった。
- ◇ 具体的な権利制限規定の適用場面を知ることができ、勉強になった。
- ◇ 複製に関して、実務を行う上で「著作権の関係上、このような運営をとっている」としか言われていなかったことの根拠がよく分かった。
- ◇ 図書資料の貸出のうち、AV資料に関連する権利制限規定について。動画を含むものとそれ以外のAV資料との取り扱いの違いを、これまでまったく意識していなかったので、とても勉強になった。
- ◇ 著作権法の役割は著作者の権利を守ることがメインではなく「文化の発展に寄与する」ことだということ。
- ◇ してはいけないことが沢山あり、おいそれと使えないのだなと思った。
- ◇ 著作権法改正の内容。
- ◇ 各論Ⅰの31条の条文をひとつずつマーカーで確認しながらみたこと。個別に分けてみていくと、内容がとても分かりやすかった。条文の見方の勉強にもなり、大変ありがたかった。

講習会全体について



自由記述：講習会全体について

- ◇ 2日間ではなく、もっと時間を取っても良いのではないか。
- ◇ 2日目は開始を早めて午後4時頃終了だと当日中に帰れる。タイムスケジュールの改善を。
- ◇ 東京・京都だけでなくもう少し開催地を増やしてほしい。
- ◇ 講義をうけた上で疑問が出ることが多いので、1日目終了時に質問票を提出し、代表的な疑問には回答してほしい。
- ◇ 事前に寄せられた質問のうち、汎用性が高いものについては一覧にして配布資料内に入れこむなど、資料として手元に残る形で回答がほしい。
- ◇ 司書資格保持者にとってはほとんど学習済の内容。開催案内に分かるように記載して欲しい。
- ◇ パート時間雇用のため、正規の図書館職員では出張の扱いになるところ、年次休暇を取得して参加した。非正規でも出張扱いになりやすいよう、募集の際に「正規職員・パートを問わず、積極的な参加受講をお願いします」等の文言を入れるなど、配慮してもらえるとありがたい。
- ◇ 事前に各地で実施している著作権セミナーの受講を必須とするなどして概論を簡素化し、実務についてもっと掘り下げた講習をしてほしい。
- ◇ デジタルアーカイブを促進するに当たり、どのような実務（所有者との契約、HP上の表示、規約化等）を行えばよいか見えない部分がある。是非研修の場を設けてほしい。
- ◇ 美術に関する実務を中心とした講義を聞きたいので、そういった研修会を開催してほしい。
- ◇ 遠方からの受講者のためにe-learningが充実したら嬉しい。
- ◇ 1日目の講義の前に数問程度の小テストを行った上で講義を聴くと、より理解が定着すると思う。2日目の試験に小テストと同じ問題を入れこむと、当初は不正解だった問いの振り返りができる。

②アンケート分析結果

講義についてはいずれの講義も「分かりやすかった」という回答が6割を越えたが、著作者隣接権など、受講者に馴染みの薄い権利を扱った概論Ⅱについて

では他より「分かりやすかった」という回答が少ないなど、扱う内容による差が見られた。講義の進め方としては、条文を読みながらその内容について解説を行った各論Ⅰが役に立ったという意見があった。

講義の中で印象に残った内容については、業務の中で引き継ぎを受けて行ってきた行為の根拠について知ることができた、業務に関する著作権法の知識しかなかったが、制度全体についての知識が深まったという意見が多かった。

講習会全体に関する意見は、「講習会のスケジュール」についての意見と、「講習会の内容」についての意見に大別できる。前者についてはもう少し開催期間を長くし、講義の内容を更に充実させるべきという意見と、開始時間を早めてほしいという意見、開催地を増やしてほしいという意見があった。後者については、司書資格保持者には既知の内容であるので、その旨を参加案内の際に明確に周知してほしい、美術館・博物館の業務やデジタルアーカイブに関する内容を充実してほしいという意見のほか、質問への回答を充実させ、全参加者が共有できるようにしてほしいという意見が目立った。このほか、委員からの提案として最初の講義での実力測定や、セミナーの事前受講などによりある程度基礎を踏まえた上で講習会を受講する案などが示された。

(4) 著作権セミナー

開催時期 7月～翌2月頃

開催地 共催を希望する都道府県、政令指定都市

対象者 広く国民全般 **申込数/定員** (合計) 646名/870名

セミナー開催を希望する都道府県及び政令指定都市を募集し、各地で開催する。

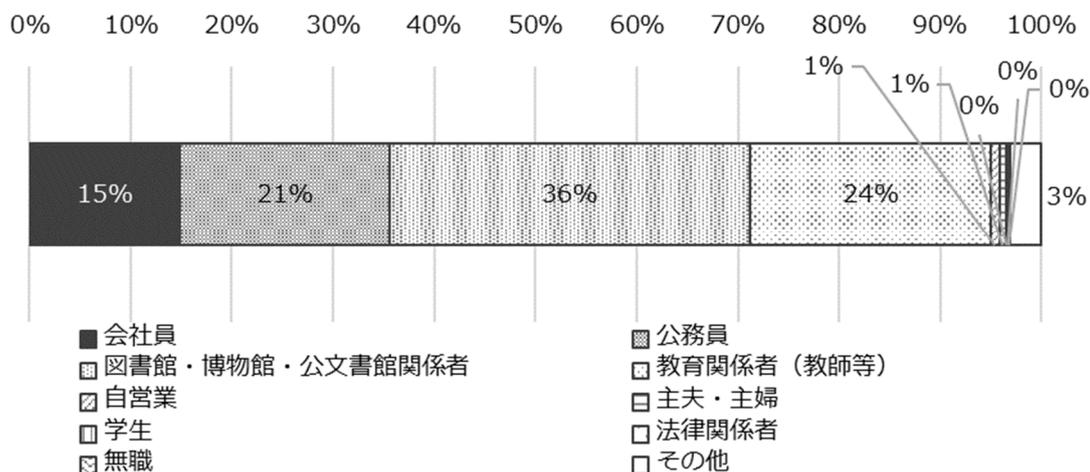
セミナーの構成は地方公共団体ごとに決定するが、午前中に著作権制度の概要を講義し、午後には職業分野別の分科会を設ける構成が基本となる。

(一般市民・行政職員/図書館・美術館・博物館/教職員などの分野に応じて生活や職務に関係のある権利制限規定を解説する)

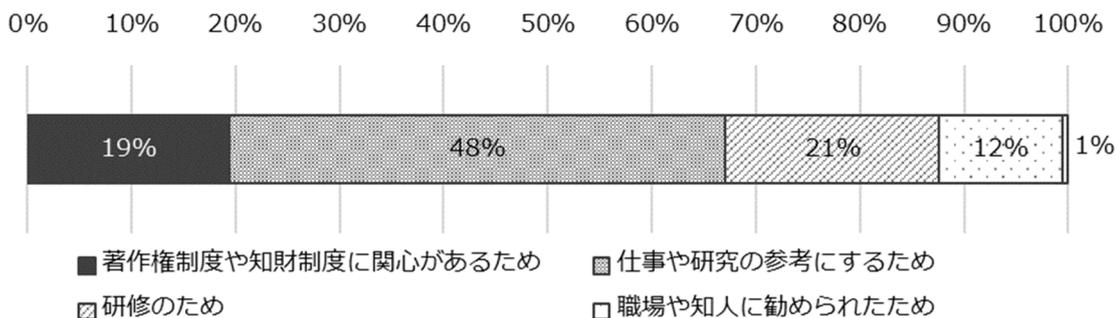
※開催地が毎年度変わるため、例年セミナーを開催する青森県、新潟県、千葉市、浜松市、愛知県、岐阜県を抽出して集計した。

①アンケート結果（回答数：571件）

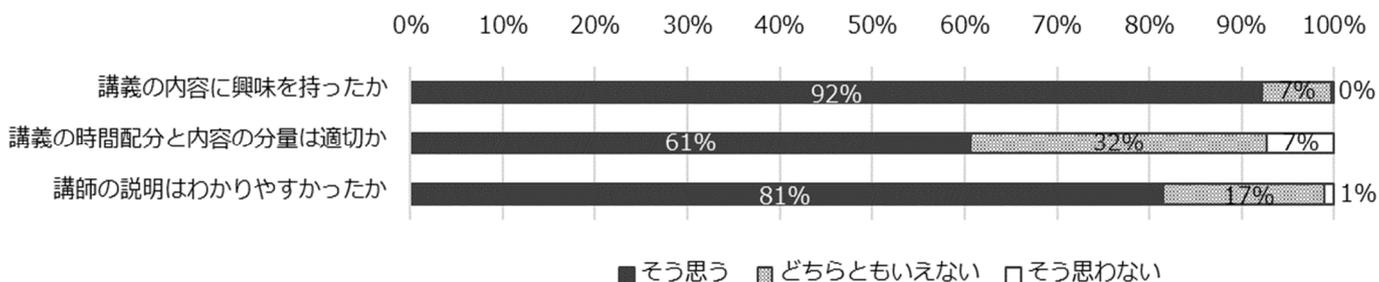
受講者の職業



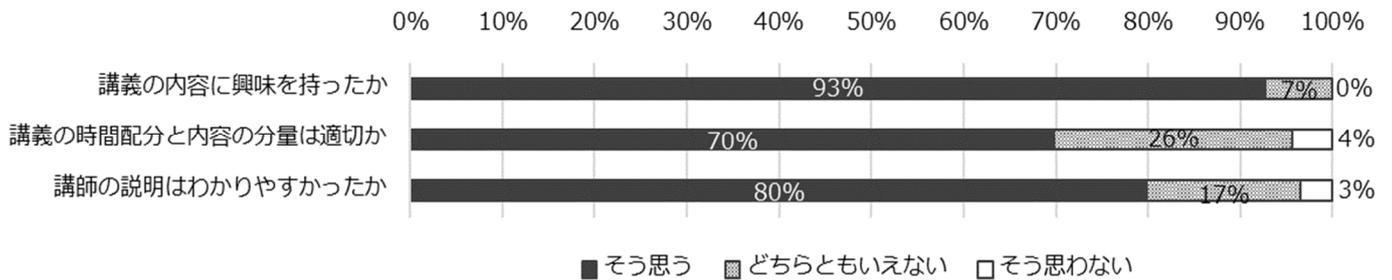
受講動機



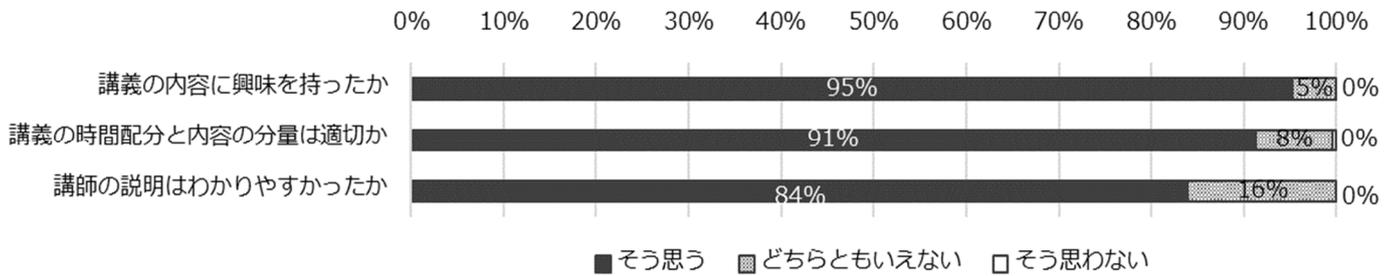
講義：著作権制度の概要について



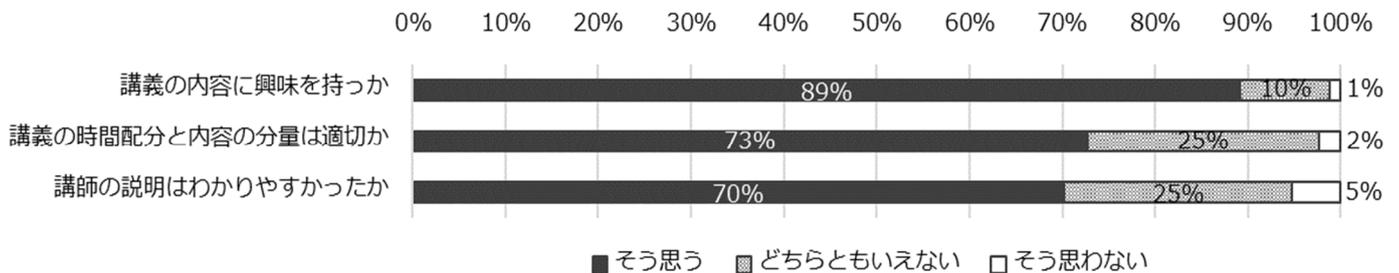
分科会：一般・企業・行政関係について



分科会：教職員関係について



分科会：図書館・美術館・博物館関係について



自由記述：講習会で最も印象に残った内容

- ◇ 著作権用語が多く、具体例についても理解がしにくい。
- ◇ 前半の概論を元に後半に事例を説明する形式は頭に残りやすかった。
- ◇ 平成 30 年第 196 回国会における著作権改正についての説明。
- ◇ 全体的に学びになった。実務（HP、SNS 運営）に即、活かせると思う。
- ◇ Q & A で実際の業務につながる事例があり参考になった。
- ◇ 著作権者が不明でも文化庁長官の裁定を受けられる場合があること。
- ◇ 一般部会の演習問題や質疑応答が身近な事案だったので、勉強になった。

自由記述：講習会全体について

- ◇ 与えられた時間内での分量が多すぎた。より専門的な、また初心者には難解な内容もあり、理解までには至らないこともあった。
- ◇ 分科会の時間を多くとって、質問等たくさん出れば良いと思う。
- ◇ 午前の講義はボリュームが多すぎ、時間も長過ぎ。
- ◇ 講師が口頭で資料中の色を指定することがあるので、資料がカラー印刷だとより良い。
- ◇ 配付物が多すぎる。
- ◇ 図書館と博物館、美術館部会は分けて欲しい。
- ◇ 今後、条文の読み方と、事例（判例）をセットにしたような講座があるとおもしろいと思った。
- ◇ SNS 等ネット関係が最近広まり、権利関係がどこまで及ぶのか不明なことが多いので特化した説明会があれば参加したい。
- ◇ 企業や教育機関、法改正など内容を特化した講習があれば良い。
- ◇ 法律が追いついていないというより法律の周知が出来ていないと感じた。

②アンケート結果分析

受講者の職業は図書館・博物館等の職員が最も多く40%程度を占め、次いで教育関係者と公務員がそれぞれ20%程度を占める。

受講動機は仕事や研究の参考にするためや、研修として参加した者が合わせて70%程度になり、業務上の必要に迫られて著作権の知識を求める参加者が多いことが分かる。

概論及び分科会の講義については、説明範囲が広くなるにつれて理解度や扱う内容の分量への満足度は低くなる傾向があるほか、図書館・美術館・博物館の分科会については、図書館に関する権利制限の説明に多くの時間が割かれてしまうため、美術館・博物館職員の理解の向上には繋がらなかったと考えられる。

全体としては著作権についての理解が深まった参加者は9割を越え、これまでと同様の状況が続いている。

講習会全体については、時間を多く取って質問等にも答えてほしいという要望がある一方、ボリュームが多すぎるので時間的にももっと短くしてほしいという声もあり、適切な内容と分量について検討が必要であると考えられる。

講習会のあり方については、図書館と美術館・博物館を分けた分科会、SNSなどインターネットの利用に関する講習会、条文の読み方や事例、判例を解説する講習会の開催について提案があった。

2. 著作権に関する講習会についての全体的な評価及び今後の課題

これまで実施してきた各講習会については、受講者のアンケート結果によればある程度の効果があったことが見受けられ、今後も実施していく必要があることは確認された。

ただし、受講者の著作権に関する知識のレベルや受講目的が異なっているため、満足度や理解度が講義によって高低差があり、受講者からは様々な講義手法の要望があった。

これらの点について改善していくために、委員から次のとおり助言があり、今後検討していく必要がある。

- 著作権法の概要についての講義が、権利制限規定など実務に関わる内容の講義に比べて理解しづらく、受講者にとって分量が多く感じられていることについては、規定をなぞりながら制度を説明するのではなく、身近な行為を例に挙げる中で説明するなど、説明の方法の工夫に加えて、「なぜ著作権が必要なのか、著作権があることによってなにが実現できているのか」「著作権は世界共通のモラルであること」が実感できるようにすることを主眼に講義内容を構成するとよい。

- 基礎入門コース、応用コースなどレベル別に設定してはどうか。
- 講義の前に10分程度のイントロムービーなどを入れ、基礎的な知識の土台を作った上で講習に入れると一番よい。
- 一方通行的な講義にならないための方策は、(その場でアンケートをとり集計できるようなアプリもあるが) 近くにいる参加者同士が話し合ってみるだけでも効果がある。
- 教職員講習会で紹介する実践事例は、一部の意欲ある教師によって開発された先進的な取組ではなく、誰でも取り組みそうな内容が望ましい。
- 指導案付きの教材を使って実際に模擬授業をしてもらおうと、参加者には分かりやすいのではないか。
- 協力校(著作権教育に関心はあるものの経験がないところのほうがよい)を募り、文化庁がサポートしながら汎用的・入門的な実践事例を作る事業を行ってはどうか。
- 協力校を募集するのであれば、校内体制の問題もあるので、実施年度の前年の秋頃から予備的にアナウンスをし、各学校が翌年度の計画を立てる年明け以降に正式に募集を開始するとよい。
- 文部科学省が開催する全国の指導主事会議などの機会に情報提供ができると効果が期待できる。
- オンデマンドの動画による講義の場合、長時間の単調な講義では受講者の緊張が持続しないので効果が上がらない。コンパクトな分量にするとか、画面表示の内容や演出を工夫するとかが必要である。

第4章 おわりに

著作権教育教材のアンケートでは、文化庁が制作した教材も、著作権の普及に関する活動を行っている団体によって作成された教材も、必ずしも多くの学校によく知られているわけではないことが明らかになった。しかし、一方で、それらの教材の内容に対する評価は、「役に立ったと聞いている」という回答がいずれの教材に関しても90%を超えていたことや、自由記述において「今後、アンケートで紹介された著作権教育教材を活用していきたい」という趣旨の回答が多く寄せられたことなどから、低いものではないことが窺われた。

したがって、著作権教育教材に関しては、これらの有用な教材が存在することをいかにして学校現場に普及させていくかということが今後の大きな課題であるといえる。そのための手法等については、「著作権教育教材についての全体的な評価及び今後の課題」(39ページ)に示されている。

講習会については、受講者のアンケートでは、講義手法について様々な要望はあるものの、ある程度の効果が得られていることが明らかになった。

なお、講義がインターネットで受講可能になった場合に利用するかという問いに対しては、平均して65%程度が「利用すると思う」と回答し、平均25%程度も「自らは利用しないものの、未受講の人には勧めると思う」と回答している。

インターネットで受講できる形式が支持されている一方で、インターネット受講を利用しない理由としては、「質疑などを通して微妙なニュアンスを聞き取りたい」という意向や、「講習会であれば職務として参加できるが、インターネットでの受講は職務時間外に受講せざるを得なくなる」という現場の事情があることが分かった。また、インターネットを通じて講義を配信する際には、テーマ毎に分割して視聴時間を短くするなど、多忙な職員に配慮する必要がある。

著作権教育教材にしても、著作権講習会にしても、新しいものを創造する人材、新しい価値を生み出す人材を育成するとともに、侵害コンテンツを容認しないことが国民の規範意識に根差すようにするために必要なツールであることは論を待たない。

今回の検証事業で明らかになった事実をもとに、提案された手法を活用して、これからの著作権等に関する普及啓発に係る取組がより一層進められることを期待したい。

(資料)

1. 著作権教育教材アンケート調査票

○貴校の学校種について、あてはまるものを選んでください。

- ① 小学校
- ② 中学校
- ③ 高等学校・中等教育学校

※以下の質問は、児童・生徒に対する著作権教育についての質問です。

問1-1

貴校には、下記の著作権教育に関連する資料・情報をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。「① はい」「② いいえ」でお答えください。

指定のURLをクリックし、画面をご覧になってからお答えください。(「② いいえ」とお答えになった方は、問2-1に進んでください。)

「はじめて学ぶ著作権」

(https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/hakase/hajimete_1/index.html)

問1-1-1 (問1-1で「① はい」とお答えになった方への質問)

それは校内で活用されていますか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① よく活用されている
- ② ときどき活用されている
- ③ あまり活用されていない

問1-1-2 (問1-1で「① はい」とお答えになった方への質問)

それを校内で活用した結果の意見はどうでしたか。次の中からあてはまるものをひとつ選んでください。

- ① 役に立ったと聞いている
- ② 役に立たなかったと聞いている
- ③ わからない

問1-2-1 (問1-1-1で「③ あまり活用されていない」とお答えになった方への質問)

それがあまり活用されていないのは、なぜですか。次の中からもっとも当てはまるものを

ひとつ選んでください。

- ① 教員が理解しにくいから
- ② 児童・生徒が理解しにくいから
- ③ 授業で使う媒体として使いにくいから
- ④ どのような場面で使っていいかわからないから
- ⑤ 内容が適当でないから（具体的にお書きください）
- ⑥ その他（具体的にお書きください）

問2-1

貴校には、下記の著作権教育に関連する資料・情報をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。「① はい」「② いいえ」でお答えください。

指定のURLをクリックし、画面をご覧ください。（「② いいえ」とお答えになった方は、問3-1に進んでください。）

「マンガでわかる著作物の利用」

https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/h22_manga/index.html

問2-1-1（問2-1で「① はい」とお答えになった方への質問）

それは校内で活用されていますか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① よく活用されている
- ② ときどき活用されている
- ③ あまり活用されていない

問2-1-2（問2-1で「① はい」とお答えになった方への質問）

それを校内で活用した結果の意見はどうでしたか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① 役に立ったと聞いている
- ② 役に立たなかったと聞いている
- ③ わからない

問2-2-1（問2-1-1で「③ あまり活用されていない」とお答えになった方への質問）

それがあまり活用されていないのは、なぜですか。次の中からもっとも当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① 教員が理解しにくいから

- ② 児童・生徒が理解しにくいから
- ③ 授業で使う媒体として使いにくいから
- ④ どのような場面で使っていいかわからないから
- ⑤ 内容が適当でないから（具体的にお書きください）
- ⑥ その他（具体的にお書きください）

問3-1

貴校には、下記の著作権教育に関連する資料・情報をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。「① はい」「② いいえ」でお答えください。

指定のURLをクリックし、画面をご覧になってからお答えください。（「② いいえ」とお答えになった方は、問4-1に進んでください。）

「高校生のための著作権教材」

[\(https://pf.bunka.go.jp/chosaku/1tyosaku/koukousoft/\)](https://pf.bunka.go.jp/chosaku/1tyosaku/koukousoft/)

問3-1-1（問3-1で「① はい」とお答えになった方への質問）

それは校内で活用されていますか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① よく活用されている
- ② ときどき活用されている
- ③ あまり活用されていない

問3-1-2（問3-1で「① はい」とお答えになった方への質問）

それを校内で活用した結果の意見はどうでしたか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① 役に立ったと聞いている
- ② 役に立たなかったと聞いている
- ③ わからない

問3-2-1（問3-1-1で「③ あまり活用されていない」とお答えになった方への質問）

それがあまり活用されていないのは、なぜですか。次の中からもっとも当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① 教員が理解しにくいから
- ② 生徒が理解しにくいから
- ③ 授業で使う媒体として使いにくいから

- ④ どのような場面で使っていいかわからないから
- ⑤ 児童・生徒の発達段階にそぐわないから
- ⑥ 内容が適当でないから（具体的にお書きください）
- ⑦ その他（具体的にお書きください）

問4－1

貴校には、下記の著作権教育に関連する資料・情報をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。「① はい」「② いいえ」でお答えください。

指定のURLをクリックし、画面をご覧になってからお答えください。（「② いいえ」とお答えになった方は、問5－1に進んでください。）

「著作権なるほど質問箱」

(<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/>)

問4－1－1（問4－1で「① はい」とお答えになった方への質問）

それは校内で活用されていますか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① よく活用されている
- ② ときどき活用されている
- ③ あまり活用されていない

問4－1－2（問4－1で「① はい」とお答えになった方への質問）

それを校内で活用した結果の意見はどうでしたか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① 役に立ったと聞いている
- ② 役に立たなかったと聞いている
- ③ わからない

問5－1

貴校には、下記の著作権教育に関連する資料・情報をWeb上から活用できることを知っている教員がいますか。「① はい」「② いいえ」でお答えください。

指定のURLをクリックし、画面をご覧になってからお答えください。（「② いいえ」とお答えになった方は、問6－1に進んでください。）

「5分でできる著作権教育」

(<http://chosakuken.jp/>)

問5-1-1 (問5-1で「① はい」とお答えになった方への質問)

それは校内で活用されていますか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① よく活用されている
- ② ときどき活用されている
- ③ あまり活用されていない

問5-1-2 (問5-1で「① はい」とお答えになった方への質問)

それを校内で活用した結果の意見はどうでしたか。次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

- ① 役に立ったと聞いている
- ② 役に立たなかったと聞いている
- ③ わからない

問6

貴校には、問1～問5以外の著作権教育に利用できる資料・情報を知っている教員がいますか。知っている教員がいる場合は、その名称と情報源（Webの場合はアドレス、紙媒体の場合は発行元、その他の媒体の場合は発行元その他の情報源）をお書きください（学校や自治体独自に作成した資料・情報を含みます。知っている教員がいない場合は、問7に進んでください。）

名 称「」
情報源「」

問7

貴校では、著作権教育は、どのような教育活動で行うのが適切だと思いますか。貴校の学校種にあてはまる教科等をいくつでも選んでください。

[小学校の方]

- ① 国語
- ② 社会
- ③ 算数
- ④ 理科
- ⑤ 生活
- ⑥ 音楽

- ⑦ 図画工作
- ⑧ 家庭
- ⑨ 体育
- ⑩ 外国語・外国語活動
- ⑪ 道徳
- ⑫ 総合的な学習の時間
- ⑬ 特別活動
- ⑭ 生活単元学習（特別支援学級がある学校のみ）
- ⑮ その他（具体的にお書きください）

[中学校の方]

- ① 国語
- ② 社会
- ③ 数学
- ④ 理科
- ⑤ 音楽
- ⑥ 美術
- ⑦ 保健体育
- ⑧ 技術・家庭
- ⑨ 外国語
- ⑩ 道徳
- ⑪ 総合的な学習の時間
- ⑫ 特別活動
- ⑬ 生活単元学習（特別支援学級がある学校のみ）
- ⑭ その他（具体的にお書きください）

[高等学校・中等教育学校の方]

- ① 国語
- ② 地理・歴史
- ③ 公民
- ④ 数学
- ⑤ 理科
- ⑥ 保健体育
- ⑦ 芸術
- ⑧ 外国語
- ⑨ 家庭

- ⑩ 情報
- ⑪ 理数
- ⑫ 専門教科（商業・工業など）
- ⑬ 総合的な学習の時間
- ⑭ 特別活動
- ⑮ その他（具体的にお書きください）

問 8

貴校では、著作権教育は、どのような内容で行うのが適当だと思いますか。もっとも適当と思うものをひとつ選んでください。

- ① 著作者の気持ちや権利の尊重
- ② 著作権トラブルの防ぎ方
- ③ 著作権制度の概要
- ④ 著作物を利用する方法
- ⑤ 著作権侵害の事例解説
- ⑥ その他（具体的にお書きください）

問 9

貴校では、著作権教育は、どのような媒体を使って行うのが適当だと思いますか。もっとも適当と思うものをひとつ選んでください。

- ① リーフレットや印刷して利用できる教材
- ② アプリやウェブコンテンツなど児童・生徒自身が操作する教材
- ③ 動画（DVD、インターネット上の動画など）
- ④ その他（具体的にお書きください）

問 1 0

文化庁の提供する著作権の教材に関して、ご意見・感想等があれば、自由にお書きください。

2. 著作権に関する講習会参加者アンケート調査票

平成30年度都道府県著作権事務担当者講習会 アンケート

アンケートへの御協力をお願いいたします。

なお、このアンケートは、今後の講習会の改善のための資料とさせていただきます(それ以外の用途には使用しません)。

1. 本講習会の受講の動機は何ですか (①～③のいずれかに○をつけてください。)

- ① 業務で著作権に関する知識が必要なため
- ② 著作権制度に興味があるため
- ③ その他

()

つづく問2～3は、下記の4つの選択肢より該当するものを選び、○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ア. そう思う | イ. どちらかといえばそう思う |
| ウ. どちらかといえばそう思わない | エ. そう思わない |

2. 講義について

著作権法概論

- ① 講義の内容に興味を持ちましたか (ア イ ウ エ)
- ② 講義はわかりやすかったですか (ア イ ウ エ)
- ③ 講義の構成や講師の説明の仕方は適切でありましたか (ア イ ウ エ)
- ④ 講義について御感想を御記入ください。

()

著作権法各論

- ① 講義の内容に興味を持ちましたか (ア イ ウ エ)
- ② 講義はわかりやすかったですか (ア イ ウ エ)
- ③ 講義の構成や講師の説明の仕方は適切でありましたか (ア イ ウ エ)
- ④ 講義について御感想を御記入ください。

()

3. 講習会全体について

- ① 本講習会を受講して良かったと思いますか (ア イ ウ エ)
- ② 著作権制度について理解が深まりましたか (ア イ ウ エ)
- ③ 著作権制度に興味を持ちましたか (ア イ ウ エ)
- ④ 本講習会の内容や時間配分等の構成は適切でしたか (ア イ ウ エ)
- ⑤ 本講習会の期間及び時期は適切でしたか (ア イ ウ エ)
- ⑥ 本講習会で得た知識のうち、最も印象に残ったものを御記入ください。

()

御協力ありがとうございました。

※御記入済みのアンケートは、回数ボックスへお入れください。

文化庁長官官房著作権課

平成30年度教職員著作権講習会アンケート

本講習会をいっそう充実したものとしていく参考とするため、アンケートにご協力をお願いいたします。

1. 教職員の種別について該当するものを選択してください。

- a. 小学校教員 b. 中学校教員 c. 高等学校教員 d. 高等専門学校教員
e. 大学教員 f. その他機関の教員 g. 職員（a～f以外） h. その他

2. 講義についてお聞かせください。

(1) 講演「正しいコピーのすすめ 学校と著作権」

- | | そう思う | どちらともいえない | そう思わない |
|-----------------------|------|-----------|--------|
| ①講義の内容に興味を持ちましたか | (1 | 2 | 3) |
| ②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか | (1 | 2 | 3) |
| ③講師の説明はわかりやすかったですか | (1 | 2 | 3) |

(2) 著作権法概論 「著作権制度の概要」

- | | そう思う | どちらともいえない | そう思わない |
|-----------------------|------|-----------|--------|
| ①講義の内容に興味を持ちましたか | (1 | 2 | 3) |
| ②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか | (1 | 2 | 3) |
| ③講師の説明はわかりやすかったですか | (1 | 2 | 3) |

(3) 著作権法各論 「教育現場における著作権」

- | | そう思う | どちらともいえない | そう思わない |
|-----------------------|------|-----------|--------|
| ①講義の内容に興味を持ちましたか | (1 | 2 | 3) |
| ②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか | (1 | 2 | 3) |
| ③講師の説明はわかりやすかったですか | (1 | 2 | 3) |

(4) 本講習会で最も印象に残った内容をご記入ください。

()

(5) その他、ご意見（良かった点、改善してほしい点等）がありましたらご記入ください。

()

【裏面につづく】

3. 著作権に関する知識を得たい場合は、どのような手段を利用していますか。(複数回答可)

- a. ウェブ検索
- b. 文献の参照
- c. 電話などでの問合せ
- d. 上司や同僚への質問
- e. その他 ()

4. 著作物を利用する際は、事前に許諾を得て利用していますか。

- a. 常に許諾を得ている
- b. 多くの場合許諾を得ている
- c. 許諾不要となる利用のみをしている
- d. 許諾を得る必要があるかわからない
- e. 許諾を得ていない(理由:)

5. 著作権に関する教材について

(1) 著作権について学ぶ際に、どのような教材があるとよいと思いますか。(複数回答可)

- a. 著作権制度の概略を手軽に学べる教材
- b. 著作権の基礎から体系的に学べる教材
- c. 日常的な場面での実務的な内容を取り扱う教材
- d. 動画の教材
- e. ゲーム感覚で学べるアプリ教材
- f. リーフレットなど印刷して利用できる教材
- g. その他 ()

(2) 著作権に関する講義がインターネットにおいて受講可能になった場合は利用しますか。

- a. 利用すると思う
- b. 自身は利用しないが未受講の人には勧めると思う
- c. 利用しないと思う(理由:)

ご協力ありがとうございました。

平成30年度図書館等職員著作権実務講習会アンケート

本講習会をいっそう充実したものにしていく参考とするため、下記アンケートにご協力をお願いいたします。

1. これまでにも著作権について学んだことがありますか

- a. なし b. 学んだことがある

2. (問1. でbを選択した方は) これまでに文化庁が主催する著作権講習会に参加したことがありますか

- a. なし (初めて参加) b. 参加経験あり (回数: 回/年度:)

3. 講義について

(1) 著作権法概論 (I)

そう思う どちらともいえない そう思わない

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

(2) 著作権法概論 (II)

そう思う どちらともいえない そう思わない

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

(3) 著作権法概論 (III)

そう思う どちらともいえない そう思わない

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

(4) 著作権法各論 (I)

そう思う どちらともいえない そう思わない

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

(5) 著作権法各論 (II)

そう思う どちらともいえない そう思わない

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

平成30年度著作権セミナー アンケート

本セミナーをいっそう充実したものとしていく参考とするため、アンケートにご協力
お願いいたします。

1. 本講習会にはどのような理由で参加されましたか。(複数回答可)

- a. 著作権制度や知財制度に関心があるため b. 仕事や研究の参考にするため
c. 研修のため d. 職場や知人に勧められたため
e. その他 ()

2. 本講習会の感想として該当するものに○を付けてください。

(1) 著作権制度の概要

そう思う どちらともいえない そう思わない

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

(2) 分科会 (分科会名 :

) ←分科会名をご記入ください。

- ①講義の内容に興味を持ちましたか (1 2 3)
②講義の時間配分と内容の分量は適切でしたか (1 2 3)
③講師の説明はわかりやすかったですか (1 2 3)

(3) 講習会全体について

- ①著作権に関する理解が深まりましたか (1 2 3)
②本講習会で得た知識を今後の業務に役立てようと思えますか (1 2 3)
③本講習会で得た知識を他人にも伝えたいと思えますか (1 2 3)

(4) 本講習会で最も印象に残った内容をご記入ください。

()

(5) その他、ご意見 (良かった点、改善してほしい点等) がありましたらご記入ください。

()

3. 著作権に関する知識を得たい場合は、どのような手段を利用していますか。(複数回答可)

- a. ウェブ検索
- b. 文献の参照
- c. 電話などでの問合せ
- d. 上司や同僚への質問
- e. その他 ()

4. 著作物を利用する際は、事前に許諾を得て利用していますか。

- a. 常に許諾を得ている
- b. 多くの場合許諾を得ている
- c. 許諾不要となる利用のみをしている
- d. 許諾を得る必要があるかわからない
- e. 許諾を得ていない(理由:)

5. 著作権に関する教材について

(1) 著作権について学ぶ際に、どのような教材があるとよいと思いますか。(複数回答可)

- a. 著作権制度の概略を手軽に学べる教材
- b. 著作権の基礎から体系的に学べる教材
- c. 日常的な場面での実務的な内容を取り扱う教材
- d. 動画の教材
- e. ゲーム感覚で学べるアプリ教材
- f. リーフレットなど印刷して利用できる教材
- g. その他 ()

(2) 著作権に関する講義がインターネットにおいて受講可能になった場合は利用しますか。

- a. 利用すると思う
- b. 自身は利用しないが未受講の人には勧めると思う
- c. 利用しないと思う(理由:)

平成 30 年度文化庁委託事業
著作権教育教材等の検証事業 報告書

平成 31 年 3 月 29 日発行

委託者 文化庁著作権課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関 3-2-2

発行者 公益社団法人著作権情報センター
〒164-0012
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22 階



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo